

## 【尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会委員名簿】

(任期: 令和4年2月14日から令和5年10月31日)

| 氏名                  | 役職名等  |
|---------------------|---|
| アカザフ ヒロキ<br>赤澤 宏樹   | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授                                |
| アラ モミ ヨシヒサ<br>新靱 喜久 | あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会 幹事                             |
| ウエダ モエコ<br>上田 萌子    | 大阪府立大学 生命環境科学研究科 助教                                 |
| キタヤマ コウジ<br>北山 耕司   | 日本製鉄(株) 関西製鉄所 総務部 尼崎総務室長                            |
| シミズ クニコ<br>清水 邦子    | 尼崎花のまち委員会 副会長                                       |
| シンボ ナオミ<br>新保 奈穂美   | 兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 講師<br>(兼 淡路景観園芸学校 景観園芸専門員) |
| スズキ クミコ<br>鈴木 久美子   | 尼崎市防災会議 委員、NPO法人子どものみらい尼崎 理事                        |
| ナカオカ サダオ<br>中岡 禎雄   | NPO 人と自然とまちづくりと 理事長                                 |
| ナガオカ マサミ<br>長岡 雅美   | 武庫川女子大学 健康・スポーツ学科 教授                                |
| ニシムラ マサヒロ<br>西村 昌浩  | 兵庫六甲農業協同組合 尼崎地区担当理事                                 |
| フジモト マリ<br>藤本 真里    | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授                               |
| ホンダ ヨシノリ<br>本多 由憲   | 公益財団法人 尼崎緑化公園協会 部長                                  |

(五十音順: 敬称略)

# ○ 尼崎市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日

条例第42号

改正 昭和52年8月2日 条例第 平成12年6月21日 条例第  
38号 37号平成12年10月4日 条例第42号 令和2年12月25日 条例第  
50号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・全改)

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、審議会を置く。

- (1) 市が策定する都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該都市計画に関する重要な事項
- (2) 市の住宅政策に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該住宅政策に関する重要な事項
- (3) 本市の区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該緑地の保全及び緑化の推進に関する重要な事項
- (4) 尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第15条の8第4項及び第5項(これらの規定を同条例第45条の3第2項において準用する場合を含む。 )及び第17条第2項(同条例第18条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。 )並びに尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)第4条第4項、第11条第4項及び第5項並びに第13条の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における住環境の整備等に関する重要な事項
- (5) 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)第6条第2項(同条例第8条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。 )、第6条の2第1項(同条例第3項並びに同条例第7条第2項及び第4項並びに第12条第2項において準用する場合を含む。 )、第4項及び第5項、第6条の3(同条例第21条第3項において準用する場合を含む。 )、第17条並びに第17条の2第2項並びに尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)第9条第2項(同条例第10条第2項において準用する場合を含む。 )、第15条第2項(同条例第16条第4項において準用する場合を含む。 )及び第31条第4項(同条例第6項において準用する場合及び同条例第32条第5項において読み替えて準用する場合を含む。 )の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における都市美の形成(尼崎市都市美形成条例第2条第1号に規定する都市美の形成をいう。 )等に関する重要な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項
- (7) その他市が行う都市整備等に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(昭52条例38・平12条例37・平12条例42・一部改正、令2条例50・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(平12条例37・追加、令2条例50・全改)

(委嘱等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者
- (4) 産業界の代表者
- (5) 関係行政機関又は兵庫県の職員

2 前条第2項の臨時委員(以下「審議会臨時委員」という。)及び専門委員は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

(令2条例50・追加)

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第4条繰下・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第5条繰下・一部改正)

(招集)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会は、委員(議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第7条繰下・一部改正)

(専門分科会)

第9条 審議会に、その所掌事項を分掌させるため、規則で定めるところにより、専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会に属すべき委員、審議会臨時委員及び専門委員(以下この項において「委員等」という。)は、委員等(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから会長が指名する。

3 分科会に、その所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、専属委員を置くことができる。

4 分科会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 専属委員は、第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

6 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長は当該分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長は当該分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長が指名する。

7 副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、分科会の議決(都市計画法その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項及び会長が指定する事項に係るものを除く。)をもって審議会の議決とするものとする。

9 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第4項の臨時委員(以下「分科会臨時委員」という。)について、第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、第6条第2項及び前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項中「会長」とあるのは「その属すべき分科会の分科会長」と、第5条第1項中「2年」とあるのは「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と、前条第1項中「委員(」とあるのは「分科会に属する委員(専属委員並びに」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。同条第9項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(部会)

第10条 分科会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員は、当該部会が置かれた分科会の分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専属委員のうちから、部会長は当該部会が置かれた分科会の分科会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

4 第6条第2項、第7条、第8条及び前条第7項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「委員(」とあるのは「部会に属する委員(専属委員並びに」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。第10条第4項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあっては委員、審議会臨時委員及び専門委員以外の者を、分科会及び部会にあってはその属する委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、その会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令2条例50・追加)

(幹事)

第12条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第8条繰下・一部改正)

(委任)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、分科会の運営について必要な事項(審議会が別に定めるものを除く。)は、当該分科会の分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第9条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例(令和2年尼崎市条例第50号)の施行



の日から令和3年10月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(令2条例50・追加)

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令2条例50・旧第2項繰下)

付 則(昭和52年8月2日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年6月21日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会は、この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成12年10月4日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成13年10月31日までの間は、同項第1号中「6人」とあるのは「9人」と、同項第3号中「4人」とあるのは「1人」とする。

3 施行日から平成13年10月31日までの間に委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委嘱されている委員の残任期間に相当する期間とする。ただし、再任することを妨げない。

付 則(令和2年12月25日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月27日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市公園緑地審議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市公園緑地審議会条例(平成元年尼崎市条例第14号)

(2) 尼崎市住環境整備審議会条例(平成18年尼崎市条例第63号)

(3) 尼崎市住宅政策審議会条例(令和元年尼崎市条例第8号)

(委任)

3 この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(尼崎市都市美形成条例の一部改正)

4 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(尼崎市住環境整備条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「尼崎市住環境整備審議会」を「尼崎市都市計画審議会」に改める。

(1)・(2) 略

(尼崎市屋外広告物条例の一部改正)

6 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

# ○ 尼崎市都市計画審議会の専門分科会の設置 に関する規則

令和3年6月25日  
規則第41号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市都市計画審議会条例(昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会の専門分科会(以下「分科会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 尼崎市都市計画審議会に、次の各号に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項を調査審議することとする。

- (1) 都市計画分科会 条例第2条第1号に掲げる事項
- (2) 住宅政策分科会 条例第2条第2号に掲げる事項
- (3) 公園緑地分科会 条例第2条第3号に掲げる事項
- (4) 住環境分科会 条例第2条第4号に掲げる事項
- (5) 都市美分科会 条例第2条第5号に掲げる事項

2 分科会に属する委員(当該分科会に専属委員が置かれる場合は、当該専属委員を含む。)の定数は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画分科会 10人
- (2) 住宅政策分科会 8人
- (3) 公園緑地分科会 13人
- (4) 住環境分科会 11人
- (5) 都市美分科会 9人

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、令和3年6月27日から施行する。

## 尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱

平成15年8月1日施行

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会運営規程（昭和44年12月1日施行。以下「運営規程」という。）第6条第4項及び第13条本文の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催日時等の公表等)

第2条 会議を開催する場合は、その開催の日（以下「開催日」という。）の7日前までに会議の開催の日時及び場所その他の必要事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合その他開催日の7日前までに公表することが困難であると会長が認める場合は、開催日の7日前の翌日から当該開催日までの間にその公表を行うことができる。

2 前項の規定による公表は、運営規程第4条第1項の規定による通知を行った後に行うものとする。

3 第1項の規定による公表は、尼崎市役所本庁舎1階の掲示板等又は審議会の事務局（以下「事務局」という。）の窓口における掲示、尼崎市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）上への掲載等により行うほか、可能な範囲で市報あまがさきへの掲載により行うものとする。

4 第1項の規定により公表される事項は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる事項について、同項の規定による公表をもって、会議の付議事件に係る情報のうち尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に該当するものが明らかになるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 開催の場所
- (3) 調査審議事項又は市長からの報告事項
- (4) 傍聴の可否
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付時間
- (7) 事務局の連絡先
- (8) その他会長が必要と認める事項

5 第1項の規定による公表を市報あまがさきへの掲載により行うときは、前項本文の規定にかかわらず、その公表する事項を紙面の都合により決めることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人（尼崎市政の報道の任務に当たる者（尼崎市政記者クラブの構成員である記者に限る。以下「報道関係者」という。）及び尼崎市議会議員である者（以下「報道関係者等」という。）を除く。）の定員は、原則として10人とする。ただし、会長が、会場の規模に応じ必要があると認めるときは、その定員を変更することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議の傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、当該会議の開会時刻の30

分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議の会場の入口付近に備え付けられた傍聴受付簿（第1号様式）に必要事項を記入するものとする。

- 2 希望者が前条に規定する定員（以下「定員」という。）を超える場合は、くじで傍聴人を決定するものとする。
- 3 開会時刻の15分前を経過した後に会議の傍聴を申し出た者は、その申出の時点で定員の範囲内で人数に余剰がある場合は、先着順で傍聴することができる。
- 4 第1項の規定は、前項の規定により傍聴することができる者について準用する。この場合において、第1項中「会議の開会時刻の30分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議」とあるのは、「会議」と読み替えるものとする。

（傍聴券の受取等）

第5条 希望者（前条第2項の規定によりくじで傍聴人が決定されたときは、その決定を受けた者）及び同条第3項の規定により傍聴することができる者（以下これらの者を「傍聴者」という。）は、事務局の職員から傍聴券（第2号様式）の交付を受け、これを所持して傍聴席に着席しなければならない。

- 2 傍聴券を所持していない者は、会議を傍聴することができない。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、傍聴券を事務局の職員に返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。ただし、第6号に該当する者で、その保護者等による監督が一定見込まれ、会長がその傍聴を認めることで会議の進行に支障を来さないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに準ずるものを携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに準ずるものを着用し、又は装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はラジオ、拡声器その他音声を発する機器を持ち込んでいる者
- (6) 未就学児
- (7) その他会議の進行を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあると会長が認める者

（傍聴者が守るべき事項）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に議事を聴き、けん騒にわたる行為をしないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 議事の内容又は審議会の委員（審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）の発言に批判又は賛否の意を表明しないこと。
- (4) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- ⑥ 携帯電話は使用せず、その電源を切ること。
- ⑦ 会長又は事務局の職員の指示に従うこと。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又はその他会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において写真、映像等を撮影し、又は録音等を行うことができない。

(会議が非公開となる場合の傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、運営規程第6条第1項ただし書の規定により会議が公開されないと決せられたときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴不適格者等に対する退場命令等)

第10条 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- ① 傍聴席に着席した後に第6条各号のいずれか(同条第6号に掲げる者にあつては、同条ただし書に規定する者を除く。)に該当していることが判明したとき。
- ② 第7条第8号に掲げる事項を守っていないとき(会長が次項の規定による命令を行う必要がないと認めるときに限る。)

2 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し、その是正その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。この場合において、その命令に従わなければ退場を命ずる旨警告することができる。

- ① 第7条各号に掲げる事項のいずれかを守っていないとき(同条第8号に掲げる事項を守っていないと会長が認めるときは、当該傍聴者が前項第2号に該当することにより会長が同項の規定により退場を命ずるときを除く。)
- ② その他この要綱の規定に違反しているとき。

3 会長は、前項の規定による命令を受けた傍聴者が当該命令に従っていないと認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

(会議資料の取扱い)

第11条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事項については、当該会議資料の全部若しくは一部を配付せず、又は当該会議資料の一部を明示せずに配付することができる。

- ① 情報公開条例第7条各号に該当する事項
- ② 当該会議資料の全部を配付し、又は明示することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると会長が認める事項

2 前項の規定により配付された資料は、会議終了後に事務局の職員が回収するものとする。

3 会議資料は、会議終了後に市ホームページで公表する。

4 第1項ただし書の規定は、前項の規定により会議資料を公表する場合について準用する。この場合において、第1項ただし書の規定中「配付せず」とあるのは「公表せず」と、「配付する」とあるのは「公表する」と、同項第2号中「配付し、又は明示する」とあるのは「公表する」と、「より」とあるのは「より今後の会議において」と読み替えるものとする。

(報道関係者等)

第12条 第4条第1項及び第5条から前条までの規定は、報道関係者等について準用する。  
この場合において、同項中「開会時刻の30分前から15分前までの間」とあるのは「開会時刻まで」と、第5条第1項及び第7条第2号中「傍聴席」とあるのは「報道関係者・議員席」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第8条の規定にかかわらず、報道関係者は、同項において読み替えて準用する第4条第1項の規定による傍聴受付簿への記入の際、写真又は映像の撮影の許可を会長に願い出て、会長の許可を得たときは、議事に入る前に限り撮影を行うことができる。

3 前項の規定による願出は、写真撮影等許可願（第3号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 会長は、第2項の許可については、あらかじめ審議会に諮って行うものとする。

（会議録の要旨の公表）

第13条 事務局は、会議が終了したときは、速やかに、会議録を作成し、運営規程第11条の規定による指名を受けた委員による確認を受けた後は、その要旨を市ホームページで公表するものとする。ただし、当該会議録のうち、運営規程第6条第1項ただし書の規定により公開されなかった会議の部分に係るものについては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、同項の規定により公表される会議録には、次に掲げる事項について、掲載せず、又は特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

① 議事の内容のうち、情報公開条例第7条各号に該当する事項

② 発言した審議会の委員の氏名

3 第1項の規定による公表の期間の末日は、その会議が開催された日の5年後の日の属する年度の末日とする。ただし、当該会議に係る案件の調査審議が次年度以後に継続する場合等で、引き続き公表することが適当であると認められるときは、当該期間を延長することができる。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

（分科会への準用）

第15条 前各条及び第1号様式から第3号様式までの規定は、条例第9条第1項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第1条中「第6条第4項及び」とあるのは「第14条において読み替えて準用する運営規程第6条第4項及び第14条において準用する運営規程」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第2条第1項ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同項ただし書中「第3号」とあるのは「同条において準用する第3号」と、同項第8号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、「前項本文」とあるのは「同条

において読み替えて準用する前項本文」と、第3条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、第4条第1項中「第1号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1号様式」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条」と、同条第4項中「第1項の」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項の」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条において読み替えて準用する第1項」と、第5条第1項中「前条第2項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第15条において準用する前条第3項」と、「第2号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第2号様式」と、第6条ただし書中「第6号」とあるのは「第15条において準用する第6号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第7条第3号中「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該分科会に属すべき審議会臨時委員及び専門委員並びに当該分科会に置かれる専属委員及び臨時委員」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第8号中「前各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前各号」と、第9条中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、第10条第1項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第6条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条各号」と、「同条第6号」とあるのは「第15条において準用する第6条第6号」と、「同条ただし書」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条ただし書」と、同項第2号中「第7条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長が次項」とあるのは「分科会長が第15条において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第7条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条各号」と、「同条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「前項第2号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項第2号」と、「同項」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項」と、同条第3項中「会長は、前項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する前項」と、第11条第1項第2号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第1項ただし書の規定は、前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項ただし書の規定は、同条において準用する前項」と、「第1項ただし書」とあるのは「同条において読み替えて準用する第1項ただし書」と、「同項第2号」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項第2号」と、第12条第1項中「第4条第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第4条第1項」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第5条第1項及び」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第5条第1項及び第15条において準用する」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第8条」とあるのは「同条において準用する第8条」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第4条第1項」とあるのは「同条において準用する第4条第1項」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第3号様式」とあ

るのは「同条において読み替えて準用する第3号様式」と、同条第4項中「会長は、第2項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する第2項」と、第13条第1項本文中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同項ただし書中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、同条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第15条において準用する前項ただし書」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において準用する第1項」と、前条中「事項は、会長」とあるのは「事項（分科会に関する事項に限る。）は、その分科会長」と、第1号様式及び第2号様式中「尼崎市都市計画審議会」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会」と、第3号様式中「尼崎市都市計画審議会会長 様」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会分科会長 様」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、同日以後に開催する審議会について適用する。

#### <以下改正附則>

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われている尼崎市都市計画審議会の会議の会議録の公表は、この要綱による改正後の尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第13条第1項の規定による公表とみなす。

3 前項の規定は、この要綱の施行の際現に公表されている会議録で次の各号に掲げる附属機関の各会議のものについて準用する。この場合において、同項中「第13条第1項」とあるのは、「第15条において準用する改正後の要綱第13条第1項」と読み替えるものとする。

(1) 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第50号。以下「改正条例」という。）付則第2項（第1号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市公園緑地審議会条例（平成元年尼崎市条例第14号）第1条の規定により置かれていた尼崎市公園緑地審議会

(2) 改正条例付則第2項（第2号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住環境整備審議会条例（平成18年尼崎市条例第63号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住環境整備審議会

(3) 改正条例付則第2項（第3号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住宅政策審議会条例（令和元年尼崎市条例第8号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住宅政策審議会

(4) 改正条例付則第3項の規定による改正前の尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）第28条第1項の規定により置かれていた尼崎市都市美審議会



第1号様式

# 傍聴受付簿

尼崎市都市計画審議会

第 回 令和 年 月 日

| 番号 | 住所 | 氏名 | (事務局記入欄)<br>傍聴券 NO. |
|----|----|----|---------------------|
| 1  |    |    |                     |
| 2  |    |    |                     |
| 3  |    |    |                     |
| 4  |    |    |                     |
| 5  |    |    |                     |
| 6  |    |    |                     |
| 7  |    |    |                     |
| 8  |    |    |                     |
| 9  |    |    |                     |
| 10 |    |    |                     |
| 11 |    |    |                     |
| 12 |    |    |                     |
| 13 |    |    |                     |

第2号様式

|              |   |    |        |   |     |
|--------------|---|----|--------|---|-----|
|              |   |    | No. ○○ |   |     |
| <b>傍 聴 券</b> |   |    |        |   |     |
| 尼崎市都市計画審議会   |   |    |        |   |     |
| 第            | 回 | 令和 | 年      | 月 | 日開催 |

| 写 真 撮 影 等 許 可 願  |              |
|--|--------------|
| 撮影等年月日   | 第 回 令和 年 月 日 |
| 撮影等の目的   |              |
| 撮影者等の住所<br>及び氏名  | (住所)         |
|  | (氏名)         |
| フラッシュ使用<br>の有無   | 有 ・ 無        |
| 備考   |              |
| <p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>尼崎市都市計画審議会会長 様</p> <p style="text-align: right;">(願出者氏名)</p> <hr style="width: 30%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> |              |

## 尼崎市都市計画審議会運営規程

昭和44年12月1日施行

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会条例（昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長選出の選挙)

第2条 条例第6条第1項の規定による選挙（以下「会長選出選挙」という。）は、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とし、その者を会長とする。

2 会長選出選挙により最多数を得た者が2人以上である場合における前項の当選人の決定は、くじで行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長選出選挙は、出席した委員（以下「出席委員」という。）の中で異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

4 前項の指名推選の方法を用いる場合においては、出席委員に対し、出席委員の中から会長として適任であると思われる者の推薦を募り、その推薦を受けた者を当選人とすべきかどうかを出席委員に諮り、出席委員全員の同意があった者をもって当選人とし、その者を会長とする。

5 第3項の指名推選の方法を用いた場合で、会長の選出が不調となったときは、第1項に規定する方法により会長を選出するものとする。

(会長の職務代理者)

第3条 条例第6条第3項の規定により会長の職務を代理する者で会長が指名するものの人数は、2人とする。この場合において、会長は、あらかじめ、その指名を受けた者による職務代理の優先順位を定めておくものとする。

(招集等)

第4条 会長は、条例第7条の規定により審議会を招集するときは、その開会の日（以下「開会日」という。）の7日前までに、会議の開催の日時及び場所並びに調査審議事項又は市長からの報告事項その他の必要事項を委員（議事に関係のある審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下「委員等」という。）に書面により通知するものとする。ただし、審議会を緊急に招集する場合その他開会日の7日前までに通知することが困難であると認める場合は、開会日の7日前の翌日から当該開会日の前日までにこれらの事項を委員等に通知して、審議会を招集することができる。

2 委員等は、事故等のため会議に出席することができないときは、その理由を付して、当該会議の開始時刻までに会長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合について準用する。この場合において、前2項中「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(会長選出前の議長)

第5条 条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、審議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が臨時に議長の職務を行うものとする。

（会議の公開等）

第6条 会議は、原則として、公開により行うものとする。ただし、審議会に付議される事件が次の各号のいずれかに該当するときは、その事件に限り会議を公開しないで行うことができる。

- ① 会長の選出に関すること。
- ② 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる情報が含まれている事件
- ③ その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる事件

2 前項第2号又は第3号のいずれかに該当するものとして同項ただし書の規定により会議を公開しないで行う場合は、あらかじめ、会長が審議会に諮り決定するものとする。

3 前項の規定による諮問及び決定は、会議においてのほか、会議の開催日の前日までに書面等により行うことができる。

4 前各項に規定するもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、会長が定める。

（オンライン会議の開催等）

第7条 会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等のまん延防止措置の観点等から、会議の開催場所への委員等の参集が困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。

2 委員等は、オンライン会議に参加したときは、会議に出席したものとみなす。

（口頭意見陳述）

第8条 口頭意見陳述は、会長が必要であると認める場合は、審議会に諮りその実施を決定する。

2 口頭意見陳述の実施について必要な事項は、会長が定める。

（表決の方法等）

第9条 表決（第6条第3項の規定による決定を除く。）の方法は、投票、起立、挙手又は異議の有無の表明の4種類とし、会長が適宜これを用いる。

2 会長は、表決の結果を直ちに宣告しなければならない。

（会議録への記載事項）

第10条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 会議の開催の日時及び場所
- ② 出席した委員等及び欠席した委員等の氏名
- ③ 会議に出席した幹事及び担当職員の職及び氏名
- ④ 会議に付された事件及びその内容

(5) 議事の概要及びその経過（要旨に限る。）

(6) その他会長が必要と認める事項

（会議録の確認者）

第11条 会議録を確認する委員は、その会議の議事に入る前に会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第5条の規定により臨時に議長の職を行う事務局の職員）が指名する。

（庶務の処理について必要な事項等）

第12条 審議会の庶務の処理について必要な事項その他審議会の運営のために市長が行う手続等については、市長が定める。

（施行の細目）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。ただし、会長が特に必要と認める事項については、審議会に諮って決める。

（分科会への準用）

第14条 第1条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項（第1号を除く。）及び第2項から第4項まで、第7条並びに第9条から前条までの規定は、条例第9条第1項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第1条中「第13条第2項」とあるのは「第13条第1項」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第4条第1項中「会長は、条例第7条の規定により審議会」とあるのは「分科会長は、分科会」と、「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会臨時委員及び専属委員」と、同条第2項中「会長」とあるのは「分科会長」と、第6条第2項中「前項第2号又は第3号」とあるのは「第14条において準用する前項第2号又は第3号」と、「同項ただし書」とあるのは「同条において準用する同項ただし書」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第14条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「第14条において準用する第1項及び同条において読み替えて準用する前2項」と、第7条第1項中「会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）」とあるのは「分科会長」と、第9条中「第6条第3項」とあるのは「第14条において読み替えて準用する第6条第3項」と、第9条及び第10条第6号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第11条中「会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第5条の規定により臨時に議長の職務を行う事務局の職員）」とあるのは「分科会長」と、前条中「は、会長」とあるのは「（会議の開催日時等の公表等、会議資料の配付及び公表並びに会議録の要旨の公表に関する事項を除く。）は、分科会長」と、同条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和44年12月1日から施行する。

<以下改正付則>

付 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和51年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成15年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、令和3年8月19日から施行する。

## 尼崎市緑の基本計画の進捗状況

### 1 緑の基本計画とは

緑のもつ様々な機能・役割を踏まえ、長期的視点に立ち、市町村が地域の実情を十分に勘案し、官民一体となってその区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に展開するために、その目標と実現のための取り組みなどを定めた計画です。

#### ●法律に基づく計画

「都市緑地法」に定められた計画です。

#### ●市町村のすべての緑を対象とし、市民・事業者・行政が共に進めていく計画

都市公園の整備などの都市計画による事業・制度だけでなく、道路、河川などの水辺、学校などの公共施設の緑化、市民や企業の緑化活動などの私有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の醸成・普及啓発のソフト面も含めた、緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

#### ●市町村が市民・事業者の意見を聞き、地域の実情に応じて策定する計画

緑の基本計画は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、独自性・創意工夫を発揮して策定する計画です。

また、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組みは、市民・事業者との協働が不可欠であるため、計画の策定・変更時には、市民・事業者の意見を反映させ、計画内容を公表することが義務付けられています。

概ね次に掲げる事項を定めます。

- ・ 緑地の保全及び緑化の目標
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ・ 都市公園の整備方針
- ・ 保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針
- ・ ・ ・ など



## 2 尼崎市の緑の基本計画

### (1) 現行計画の位置付け

尼崎市の緑の基本計画は、国や兵庫県の上位計画や関連計画等を踏まえ、「尼崎市総合計画」を上位計画として、「尼崎市都市計画マスタープラン」、「尼崎市環境基本計画」、「尼崎市都市美形成計画」などと連携を図っています。

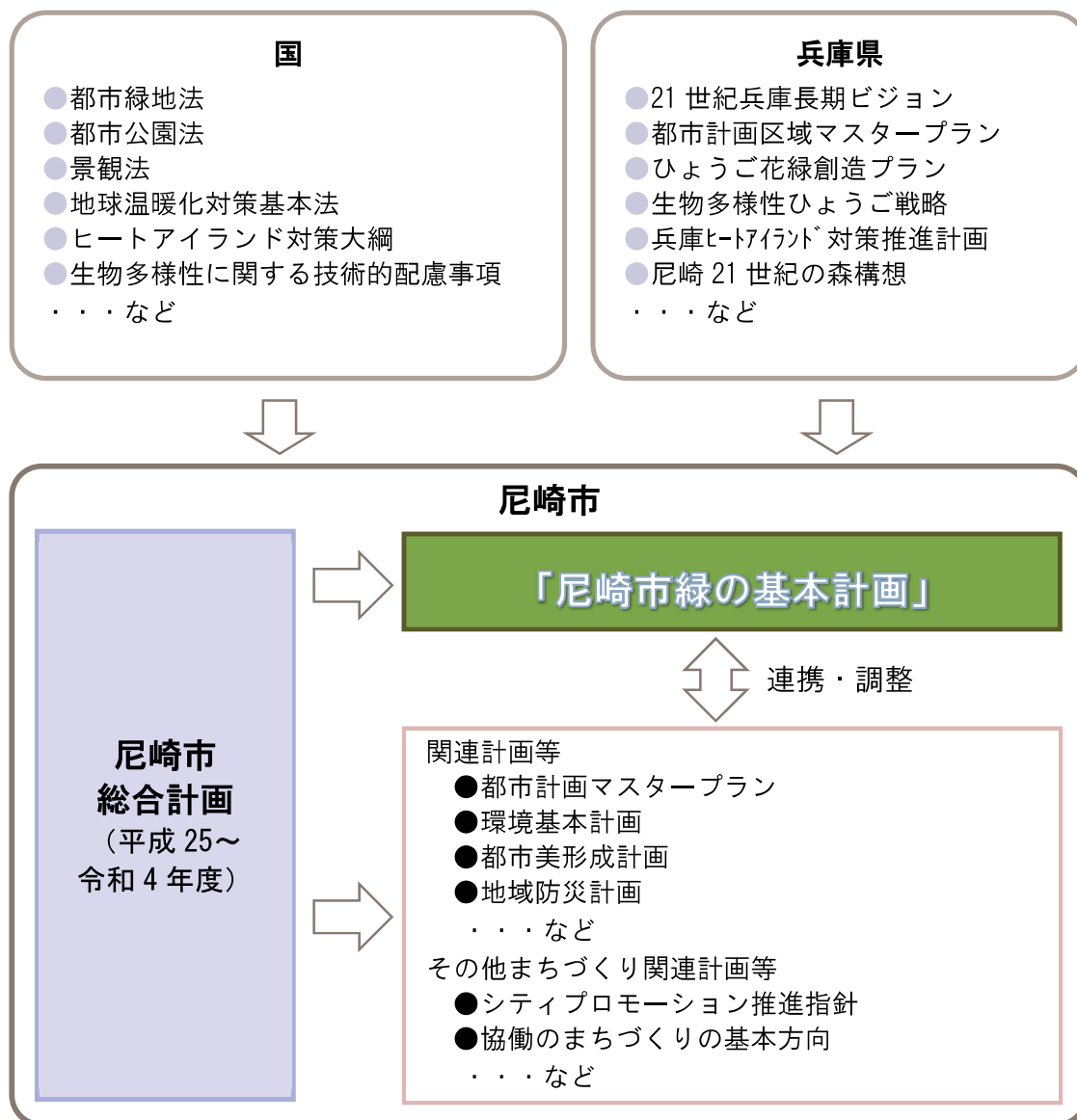


図-1 尼崎市緑の基本計画の位置付け

### (2) 現行計画の概要

#### ●計画期間

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 計画期間 | 平成26年度(2014年度)～令和5年度(2023年度)【10年間】 |
|------|------------------------------------|

#### ●人口の見通し

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 想定人口 | 概ね40万人(令和5年度(2023年度)) |
|------|-----------------------|

## 尼崎市緑の基本計画 (H26 策定) の構成

### 【緑の将来像】

「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑

「健康、安全・安心を実感できるまち」の緑

「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑

「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑

【キャッチフレーズ】 水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき

### 【計画の目標】

緑を通じてまちの満足度を高める

指標：市民アンケートによる「緑に対する満足度」  
現状 40 ポイント → 将来 上昇させる

### 【基本方針】

**関わる** 多様な主体が関わり、  
みんなで緑のまちづくりを進めましょう

**活かす** 暮らしや様々な活動、  
まちづくりに緑を活かしましょう

**守り  
育てる** まちの緑を守り育て、  
次世代へ引き継ぎましょう

**工夫して  
つくる** 工夫して新たな  
緑づくりを進めましょう

【緑のネットワークの考え方】 (1) 緑の拠点 (2) 緑の軸 (3) 身近な緑

【公園づくりの考え方】 (1) 都市公園の整備目標 (2) 都市公園の配置の考え方  
(3) 都市計画公園・緑地の見直し

### 【基本方針に沿った取り組み】

- 関わる** 《1-1》 緑に関わる機会を増やします  
《1-2》 多様な主体の育成・連携を進めます
- 活かす** 《2-1》 様々な活動の場として緑を活用します  
《2-2》 まちの魅力となる緑の情報を発信します
- 守り  
育てる** 《3-1》 緑で豊かなまちの環境や文化を育みます  
《3-2》 緑でまちの安心や安全を高めます
- 工夫して  
つくる** 《4-1》 人の目をひきつける緑づくりを進めます  
《4-2》 身近な緑づくりを進めます

### 【計画推進に向けた重点的な取り組み】

- 《1》 緑に関わる人のすそ野を広げ、身近な緑づくりを進める取り組み
- 《2》 まちの緑から、にぎわいや魅力をつくる取り組み
- 《3》 あまがさきらしい生物多様性に配慮した緑を育む取り組み

### 【地域らしい緑のまちづくり】

#### 【阪急沿線地域】

～豊かな自然環境を育み、  
暮らしにうるおいを与える緑～

#### 【JR・阪神沿線地域】

～歴史とにぎわいと  
下町の風情を感じる緑～

#### 【臨海地域】

～人の交流を生み、  
産業と共生する環境創造の緑～

### 3 進捗状況

#### (1) 計画の目標

##### ●緑に対する満足度

計画期間の5年目を迎える平成30年度にアンケートを実施した結果、計画の目標を定める指標である「緑に対する満足度」について、前回（平成24年度）の40ポイントから43ポイントに上昇しました。

|           |             |           |
|-----------|-------------|-----------|
| 平成24年度調査時 | 目標年次(令和5年度) | 平成30年度調査時 |
| 40ポイント    | 上昇させる       | 43ポイント    |

#### 【参考】

##### ●「緑に対する市民の満足度」（緑の基本計画にかかる市民アンケート調査より）

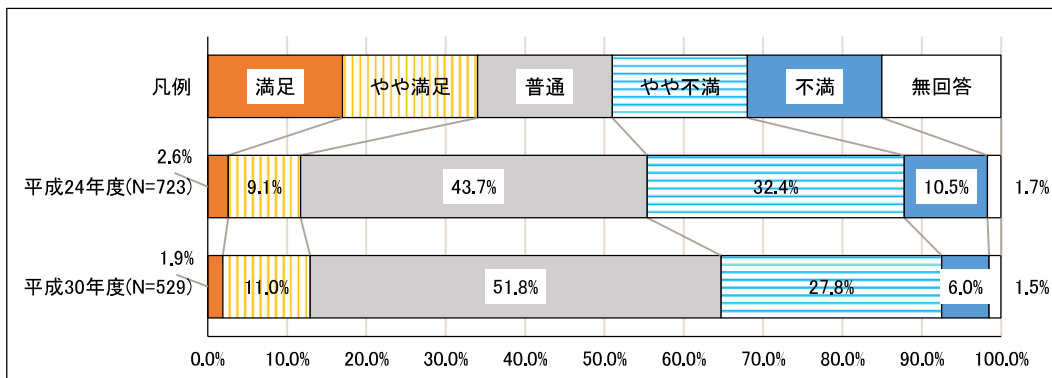
##### ・設問

**尼崎市の緑の満足度について**

問 尼崎市全体の緑について、あなたはどのように思いますか？

1 満足      2 やや満足      3 普通      4 やや不満      5 不満

##### ・結果（平成24年度と比較）



(満足を100pt、やや満足を75pt、普通を50pt、やや不満を25pt、不満を0ptとして、加重平均)

平成24年度  $2.6 \times 100 + 9.1 \times 75 + 43.7 \times 50 + 32.4 \times 25 + 10.5 \times 0 = 40$  ポイント

平成30年度  $1.9 \times 100 + 11.0 \times 75 + 51.8 \times 50 + 27.8 \times 25 + 6.0 \times 0 = 43$  ポイント

## (2) 都市計画公園・緑地の見直し

### ●都市公園の整備目標と進捗状況

都市公園の面積は、都市公園法の基準（住民一人当たり 10 m<sup>2</sup>以上、市街地においては 5 m<sup>2</sup>以上）を十分参酌した上で、地域の実情に応じて、市町村が基準を定めることとされています。

現計画では、計画期間内に整備が見込まれる都市公園を抽出・集計した上で、目標年次である令和 5 年度(2023 年度)までの整備目標を 205ha（5 m<sup>2</sup>/人）と設定しています。

| 項目                           | 計画策定時<br>(平成 25 年<br>(2013 年)4 月)  | 目標年次<br>(令和 5 年度<br>(2023 年度))    | 現在<br>(令和 2 年末(2020<br>年度)現在)        |
|------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 都市公園面積<br>(市民 1 人当<br>たりの面積) | 191.7ha<br>(4.3 m <sup>2</sup> /人) | 205ha<br>(5 m <sup>2</sup> /人) ※1 | 206ha<br>(4.50 m <sup>2</sup> /人) ※2 |

※1 令和 5 年度末の想定人口を 400,000 人として試算

※2 令和 2 年度末の人口 458,835 人で換算

#### 【参考】市民 1 人当たりの都市公園面積(市街地)等 他都市との比較(R 元年度末時点)

| 都市名                                     | 尼崎市    | 西宮市    | 伊丹市    | 宝塚市    | 川西市    | 芦屋市   | 神戸市     |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 市民 1 人当<br>り公園面積<br>(m <sup>2</sup> /人) | 4.56   | 9.96   | 6.39   | 5.13   | 7.76   | 7.25  | 17.68   |
| 公園面積(ha)                                | 206.08 | 484.96 | 126.50 | 119.94 | 124.19 | 68.92 | 2,692.3 |
| 人口(千人)                                  | 451    | 487    | 198    | 234    | 160    | 95    | 1,523   |
| 都市公園個所数                                 | 345    | 525    | 127    | 327    | 272    | 146   | 1,659   |

#### 【都市公園とは】

都市公園法に基づき地方公共団体や国が設置し管理する公園、緑地のこと。

#### 都市公園 (346 箇所 : R2 年度末現在)

##### 都市計画法により計画的に整備された公園 (199 箇所)

都市計画に定めたり、変更する際には、都市計画決定や変更の  
手続きが必要。

土地区画整理事業や市街地再開発事業、民間の開発事業に伴う提  
供公園などにより整備された公園 (147 箇所)

●都市計画公園・緑地の見直しの経緯と手順

◇都市の根幹となる施設として多くは昭和30～40年代に当初計画決定

安全で安心な都市の形成や、快適な都市環境の創出を図る上で、都市の根幹となる施設として都市計画決定され、地域の状況や土地権利者の意向等を勘案しながら、事業の実施に鋭意取り組んできました。

◇都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至らないものが多く存在

こうした長期未着手の都市計画公園・緑地については、地権者への長期間にわたる権利制限が問題となっており、国の都市計画運用指針においても、必要性等の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示される中で、その見直しの動きが全国的なものとなっています。

◇長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針（H30.3）を策定

平成25年8月には、兵庫県が策定した「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」が県下市町に示され、現行の「緑の基本計画」において、適切な見直しを進めていくとし、その必要性や代替性、実現性、地域固有の要素などを総合的に検証し、平成30年3月に長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針を策定しました。（資料7参照）

この見直し方針に基づき、未供用部分の残る50箇所の公園・緑地について都市計画変更素案を作成し、都市計画変更を令和元年9月に行いました。

●見直しの結果

| 種別         | 検証結果(見直し方針)(箇所) |                  |                  |    | 見直し前(ha) |       |                  | 見直し後(ha)         |                  |
|------------|-----------------|------------------|------------------|----|----------|-------|------------------|------------------|------------------|
|            | 存続              | 面積縮小<br>(未供用の一部) | 面積縮小<br>(未供用の全部) | 廃止 | 計画面積     | 供用面積  | 未供用面積<br>(見直し対象) | 未供用面積の<br>うち存続面積 | 未供用面積の<br>うち廃止面積 |
| 街区公園       | 5               | 5                | 13               | 5  | 11.19    | 4.59  | 6.60             | 1.65             | 4.95             |
| 近隣公園       | 1               | 1                | 7                | 2  | 23.7     | 13.4  | 10.3             | 0.5              | 9.8              |
| 地区公園       | 3               | 1                | 0                | 0  | 20.8     | 15.3  | 5.5              | 2.6              | 2.9              |
| 総合公園       | 1               | 1                | 0                | 0  | 26.4     | 7.5   | 18.9             | 17.2             | 1.7              |
| 運動公園       | 0               | 0                | 0                | 1  | 27.2     | 0.0   | 27.2             | 0.0              | 27.2             |
| 特殊公園       | 0               | 1                | 0                | 0  | 3.4      | 0.14  | 3.26             | 2.76             | 0.5              |
| 小計         | 10              | 9                | 20               | 8  | 112.69   | 40.93 | 71.76            | 24.71            | 47.05            |
| 都市計画<br>緑地 | 1               | 2                | 0                | 0  | 143.3    | 51.1  | 92.2             | 91.9             | 0.3              |
| 合計         | 11              | 11               | 20               | 8  | 255.99   | 92.03 | 163.96           | 116.61           | 47.35            |

うち、1公園は都市計画公園の位置づけを外し、都市公園としたため、未供用区域が存続する都市計画公園は全部で21箇所（全域存続11、一部存続10）

これら21か所の公園・緑地については、整備の推進に向けて検討を行います  
が、事業計画を策定するまでの間は定期的に検証します。

### (3) 基本方針に沿った取り組みの進捗状況

#### 《取り組み1-1》緑に関わる機会を増やします

関わる

これまで緑に関心がなかった市民など、より多様な主体が、緑のまちづくりに容易に参加できるように、気軽な参加のきっかけづくりに取り組みます

#### ■指標の推移

協働型事業・イベントへの参加者数

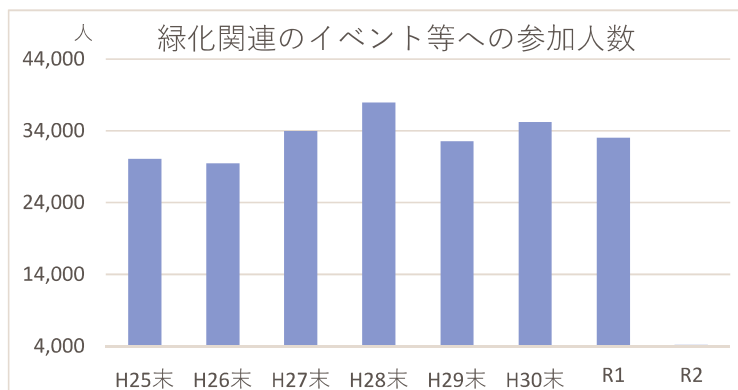
| 方向 | 基準値（策定時） |          |   | 実績値    |        |        |        |        |
|----|----------|----------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |          |          |   | H26末   | H27末   | H28末   | H29末   | H30末   |
| 増加 | H25末     | (30,117) | 人 | 29,510 | 33,985 | 37,997 | 32,527 | 35,236 |
|    |          |          |   | R元末    | R2末    |        |        |        |
|    |          |          |   | 33,048 | 4,204  |        |        |        |

(備考) 緑化関連のイベント等に参加した人数の値

(参考) 指標の内訳

(単位: 人)

| イベント名         | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R元末    | R2末   |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 緑化・園芸講習会      | 1,591  | 2,775  | 2,521  | 1,245  | 1,054  | 2,037  | 2,136  | 697   |
| 春の花と緑のフェスティバル | 8,500  | 1,800  | 8,500  | 9,000  | 9,500  | 9,600  | 8,500  | 中止    |
| 尼崎さつき祭        | 6,507  | 8,564  | 7,734  | 8,520  | 7,672  | 7,964  | 7,029  | 中止    |
| 尼崎きく祭         | 13,519 | 14,871 | 13,730 | 14,232 | 9,301  | 11,235 | 9,783  | 3,507 |
| ファミリーフェスタ     | 雨天中止   | 1,500  | 1,500  | 5,000  | 5,000  | 4,400  | 5,600  | 中止    |
| 合計            | 30,117 | 29,510 | 33,985 | 37,997 | 32,527 | 35,236 | 33,048 | 4,204 |



【H30 春の花と緑のフェスティバル】

市民の緑化への関心の向上や公園利用者の増加などを目的に、毎年4月29日(祝)に上坂部西公園で開催。花と緑に関わる協力団体による花苗の販売、幼稚園児・高校生によるステージ、ツリークライミングなどの公園での遊びを行うなど、幅広い年齢層が楽しめるイベント



【尼崎きく祭】

毎年、中央公園で開催し、人気投票なども実施



## 《取り組み1-2》多様な主体の育成・連携を進めます

市民や事業所が主体となった緑のまちづくりを進めるとともに、持続可能な活動のために、緑のまちづくりに関わる人や団体の育成に取り組みます。  
また、それぞれの活動の幅を広げるため、多様な主体間の連携・交流に取り組みます。

### ■指標の推移

市民が主体となって緑のまちづくりを進めている団体数

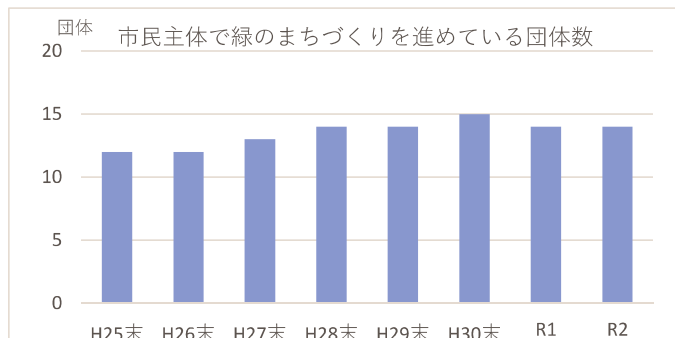
| 方向 | 基準値（策定時） |    |    | 実績値  |      |      |      |      |
|----|----------|----|----|------|------|------|------|------|
|    |          |    |    | H26末 | H27末 | H28末 | H29末 | H30末 |
| 増加 | H25末     | 12 | 団体 | 12   | 13   | 14   | 15   | 15   |
|    |          |    |    | R元末  | R2末  |      |      |      |
|    |          |    |    | 14   | 14   |      |      |      |

（備考）緑の拠点となる公園で緑化公園協会や指定管理者と連携して活動している団体数

（参考）指標の内訳

| 公園名    | 団体名                | H26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | 2 | 管理 |    |
|--------|--------------------|-----|----|----|----|----|----|---|----|----|
| 上坂部西公園 | 尼崎市都市緑化植物園グリーンヘルパー | ●   |    |    |    |    |    |   | ※1 |    |
|        | 園芸福祉の会             |     | ●  |    |    |    |    |   |    |    |
|        | 尼崎洋ラン会             | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
|        | 尼崎小品盆栽山草会          | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 大井戸公園  | ローズAMA             | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 近松公園   | 近松公園アヤメクラブ         | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 元浜緑地   | 元浜緑地アジサイクラブ        | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 西武庫公園  | 西武庫フェアリーズ          | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
|        | 西武庫公園ネットワーク（13団体）  | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 中央公園   | 尼崎市菊花協会            | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
|        | 尼崎臈月協会             | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |
| 猪名川公園  | 猪名川公園ボランティア会       |     |    | ●  |    |    |    |   |    | ※2 |
| 記念公園   | 記念公園草花育成ボランティアクラブ  |     |    |    |    | ●  |    |   |    | ※3 |
| 市内一円   | 尼崎花のまち委員会          | ●   |    |    |    |    |    |   |    | ※1 |
|        | 尼崎市花いっぱい会          | ●   |    |    |    |    |    |   |    |    |

管理主体 ※1 緑化公園協会 ※2 パークマネジメント尼崎 ※3（公財）尼崎市スポーツ振興事業団



【尼崎市都市緑化植物園グリーンヘルパー】  
上坂部西公園内の花壇の管理、公園案内ガイド、植物の学習会の開催などを月2回実施

## 《取り組み2-1》様々な活動の場として緑を活用します

活かす

まちの緑を、地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場として活用します。  
また、地域が中心となって緑の活用のあり方について考え、多様な主体の協働により新たな賑わいづくりに取り組みます。

### ■指標の推移

市民が主体となって緑のまちづくりを進めている団体数

～取り組み1-2と同じであるため省略～

## 《取り組み2-2》まちの魅力となる緑の情報を発信します

活かす

本市にある河川や水路、農地などの貴重な緑や、緑のまちづくりの取り組みなど、まちの緑の魅力を再認識し、歴史や文化、子育てなどの緑以外の資源や関連する活動などとあわせて、市民はもとより多くの人に、その魅力を発信します。

### ■指標の推移

SNSの登録者（フォロワー等）数

| 方向 | 基準値（策定時） |   |   | 実績値   |       |      |       |       |
|----|----------|---|---|-------|-------|------|-------|-------|
|    |          |   |   | H26末  | H27末  | H28末 | H29末  | H30末  |
| 増加 | H25末     | — | 人 | 571   | 693   | 879  | 1,105 | 1,133 |
|    |          |   |   | R元末   | R2末   |      |       |       |
|    |          |   |   | 1,177 | 1,216 |      |       |       |

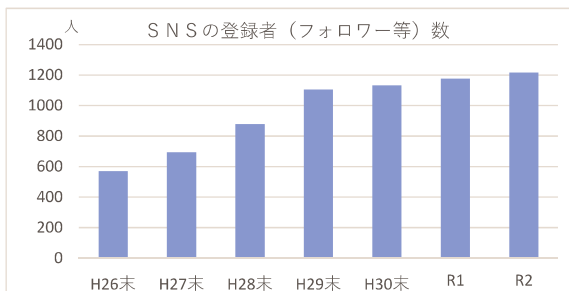
（備考）緑のまちづくりの情報を発信しているSNSの登録者等の数

（参考）指標の内訳

（単位：人）

| SNSの種別                | H25末 | H26末 | H27末 | H28末 | H29末  | H30末  | R元末   | R2末   | 備考    |
|-----------------------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 尼崎運河に行こう<br>(フェイスブック) | 不明   | 571  | 693  | 879  | 1,057 | 1,063 | 1,095 | 1,111 | いいね！数 |
| アマグリ*<br>(フェイスブック)    | —    | —    | —    | —    | 48    | 70    | 82    | 105   | いいね！数 |

\*amagasaki greeningの略：公園内の季節の花の開花状況やイベント情報を配信



【尼崎運河に行こう（フェイスブック）】  
運河を活用した取り組みや活動、イベント情報を発信

～紙媒体では～



【緑の相談所だよりの発行】  
季節の植物の紹介や育て方、催しの案内など、読者ニーズの高い情報を掲載した広報誌を年4回発行



## 《取り組み3-1》 緑で豊かなまちの環境や文化を育みます

都市環境に潤いを与える緑や、歴史・文化資源と一体となったまちの緑を守り育み、次世代へ継承します。

また、地域の生態系や環境に配慮した緑づくりを進め、落ち葉や剪定枝の活用に取り組むほか、環境教育・学習の取り組みを進めます。

### ■指標の推移

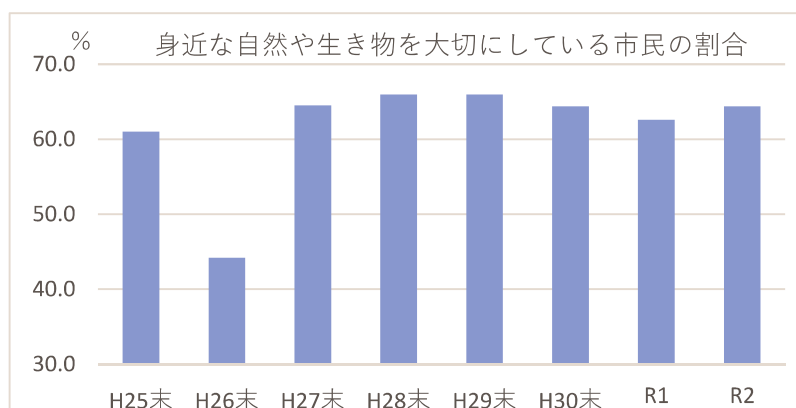
市民意識調査において、生物多様性を守るために行動していると回答した市民の割合。

| 方向 | 基準値（策定時） |      |   | 実績値   |       |       |       |       |
|----|----------|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |          |      |   | H26 末 | H27 末 | H28 末 | H29 末 | H30 末 |
| 増加 | H25 末    | 61.0 | % | 44.2  | 64.5  | 66.0  | 64.4  | 64.4  |
|    |          |      |   | R 元末  | R2 末  |       |       |       |
|    |          |      |   | 62.6  | 64.4  |       |       |       |

（設問内容）

あなたは生物多様性を守るために、どのようなことをしていますか（複数選択可）

- 1 自然や生き物と知ることを心がけている
- 2 公園や河川を利用するなどして、身近な動植物に触れるようにしている
- 3 農地を残していくために地元の食材を選んでいる
- 4 外国の生き物（外来種）やペットを野外に放さないようにしている
- 5 自然保護活動や清掃活動などに参加している
- 6 自然を汚さない、自然に優しい商品を選ぶようにしている
- 7 その他（ ）
- 8 何もしていない



【小学生による環境学習】

小学校と連携し3年生の環境学習として、ホテルの幼虫放流や、水路の水質・生き物調査を実施、また、水路周辺の環境整備として、花壇の整備や草抜き、水路の清掃等も実施している。

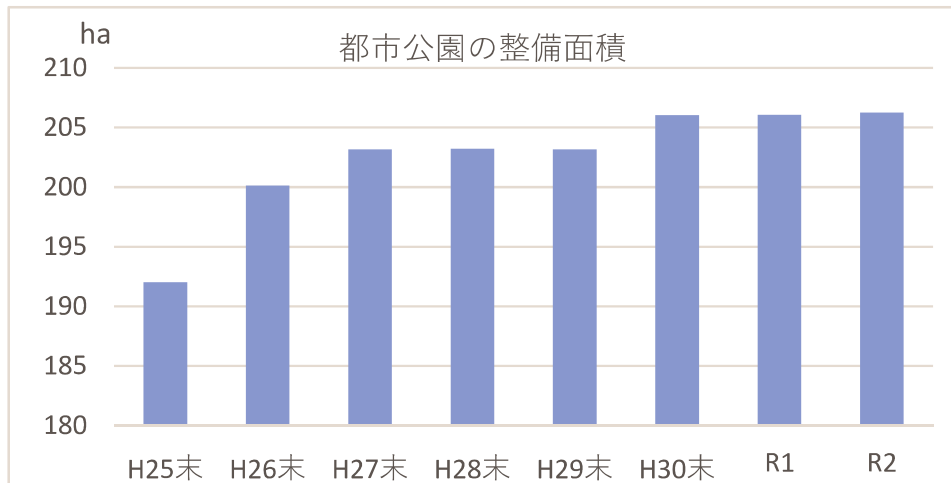
## 《取り組み3-2》 緑でまちの安心や安全を高めます

緑のもつ防災機能を最大限に発揮できるよう、その機能の維持向上をはかるとともに、安心で安全な緑づくりに取り組みます。

### ■指標の推移

都市公園の整備面積

| 方向 | 基準値（策定時） |        |    | 実績値（累計） |        |        |        |        |
|----|----------|--------|----|---------|--------|--------|--------|--------|
|    |          |        |    | H26末    | H27末   | H28末   | H29末   | H30末   |
| 増加 | H25末     | 192.01 | ha | 200.15  | 203.18 | 203.22 | 203.19 | 206.03 |
|    |          |        |    | R元末     | R2末    |        |        |        |
|    |          |        |    | 206.08  | 206.28 |        |        |        |



（住宅開発に基づく提供公園）  
武庫之荘8丁目緑地（令和元年度）



（住宅開発に基づく提供公園）  
食満5丁目公園（令和2年度）

※新しく整備する公園については治水対策として、公園内の排水口を小さくするなどし、雨水の排水を抑制することで、大雨が降った際は一時的に公園の表面に一時的に雨水を貯め、下水道への短時間での流入を抑制するようにしている。

## 《取り組み4-1》人の目をひきつける緑づくりを進めます

駅前や交差点、沿道・沿線などの多くの人目に留まる場所において、景観に配慮した魅力的な緑づくりに取り組みます。

また、まちづくりの一環として、地域の文化やまちの個性と一体となった、効果的で魅力ある緑づくりに取り組みます。

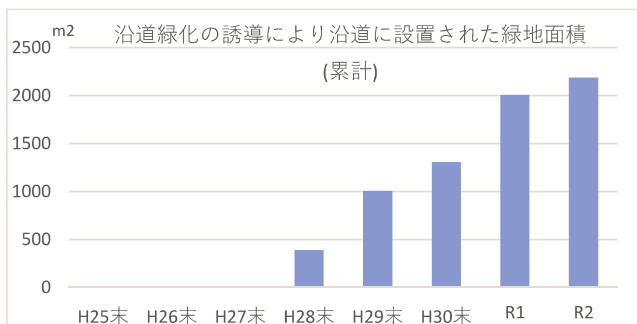
### ■指標の推移

沿道緑化の誘導により沿道に設置された緑地面積

| 方向 | 基準値（策定時） |   |   | 実績値（累計）  |          |        |          |          |
|----|----------|---|---|----------|----------|--------|----------|----------|
|    |          |   |   | H26末     | H27末     | H28末   | H29末     | H30末     |
| 増加 | H25末     | — | ㎡ | —        | —        | 391.35 | 1,006.76 | 1,308.73 |
|    |          |   |   | R元末      | R2末      |        |          |          |
|    |          |   |   | 2,010.57 | 2,190.41 |        |          |          |

（備考）住環境整備条例に基づく緑化協定のうち、沿道緑化の面積算定により緑化された面積（H28より実施）

| 方向 | 基準値（策定時） |   |   | 実績値    |        |        |        |        |
|----|----------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |          |   |   | H26末   | H27末   | H28末   | H29末   | H30末   |
| 増加 | H25末     | 0 | ㎡ | 0      | 0      | 391.35 | 615.41 | 301.97 |
|    |          |   |   | R元末    | R2末    |        |        |        |
|    |          |   |   | 701.84 | 179.84 |        |        |        |



【沿道に設置された緑地】

尼崎市住環境整備条例で整備される緑地について、沿道部などに緑化した場合には面積加算を可能とするなどの技術基準の改正を平成28年7月に実施。

～多様な主体による緑の景観づくり～



【花のまちあまがさきチューリップ運動】

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・行政が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信するために、平成11年度から市民と行政の協働で実施

【武庫川氐の渡しコスモス園】

かつて「氐の渡し」と呼ばれていた武庫川河川敷の一角は、阪神・淡路大震災以降、不法耕作や不法投棄などで見苦しい景観となっていたが、平成15年に、多くの市民ボランティアにより花づくりが行われ、立派なコスモス園として生まれ変わった。

## 《取り組み4-2》身近な緑づくりを進めます

工夫して  
つくる

地域に点在する緑をつなげるために、公有地、民有地に関わらず、緑化支援制度などを活用しながら、あらゆる手段で身近な緑づくりに取り組みます。

### ■指標の推移

法令等により確保されている緑の面積

| 方向 | 基準値（策定時） |       |    | 実績値   |       |       |       |       |
|----|----------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |          |       |    | H26末  | H27末  | H28末  | H29末  | H30末  |
| 増加 | H25末     | 445.5 | ha | 453.2 | 451.7 | 448.7 | 447.9 | 450.4 |
|    |          |       |    | R元末   | R2末   |       |       |       |
|    |          |       |    | 450.7 | 450.6 |       |       |       |

（備考）都市公園などの公共施設の緑と、生産緑地、開発事業緑地などの法令等により確保されている民有地の緑の合計

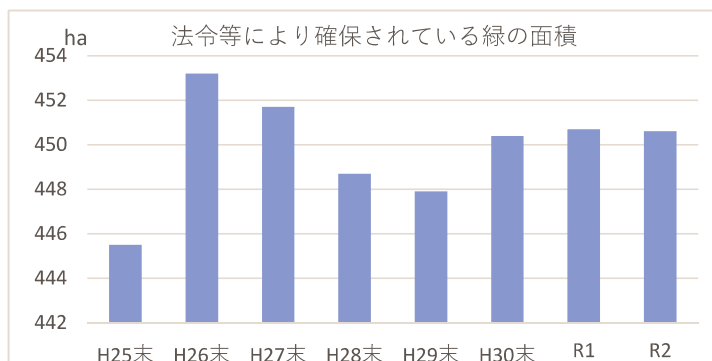
（参考）指標の内訳

（単位：ha）

| 種別／年度   | H25末  | H26末  | H27末  | H28末  | H29末  | H30末  | R元末   | R2末   |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都市公園    | 192.0 | 200.2 | 203.2 | 203.2 | 203.2 | 206.0 | 206.1 | 206.2 |
| 子ども広場   | 12.2  | 12.1  | 12.1  | 11.9  | 11.7  | 11.6  | 11.6  | 11.6  |
| その他緑地※1 | 14.3  | 14.3  | 14.3  | 14.3  | 14.3  | 14.3  | 14.3  | 14.3  |
| 教育施設※2  | 56.1  | 55.4  | 54.5  | 52.0  | 51.9  | 51.2  | 51.2  | 51.2  |
| 公開空地    | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   |
| 生産緑地    | 79.9  | 78.2  | 77.4  | 76.1  | 74.6  | 73.7  | 73.7  | 72.5  |
| 工場緑地    | 63.4  | 63.4  | 59.4  | 59.2  | 59.3  | 59.3  | 58.9  | 58.9  |
| 開発事業緑地  | 26.2  | 28.2  | 29.4  | 30.6  | 31.5  | 32.9  | 33.5  | 34.5  |
| 合計      | 445.5 | 453.2 | 451.7 | 448.7 | 447.9 | 450.4 | 450.7 | 450.6 |

※1 港湾緑地など

※2 小中学校運動場面積



【集合住宅における開発緑化】

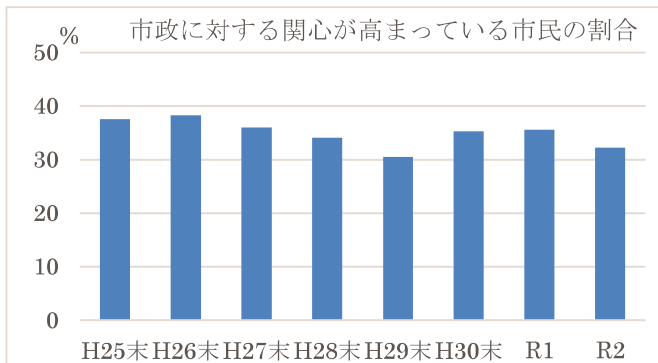
市や県の条例により、敷地内に一定の緑地整備が義務付けられている

(参考) まちの満足度の達成状況 (施策評価実施に係る市民意識調査の値)

◎まちの満足度

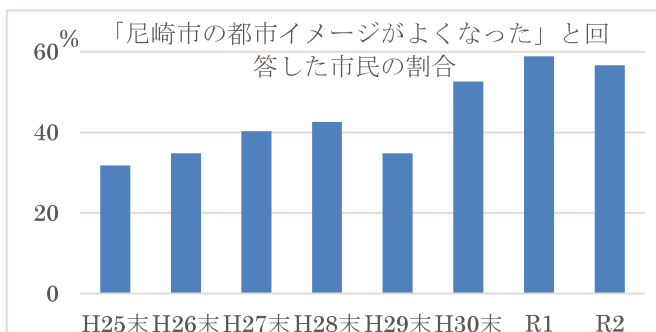
- ・「市政に対する関心が以前より高まっている市民の割合」

| 基準値 (策定時) |      |   |
|-----------|------|---|
| H25 末     | 37.6 | % |



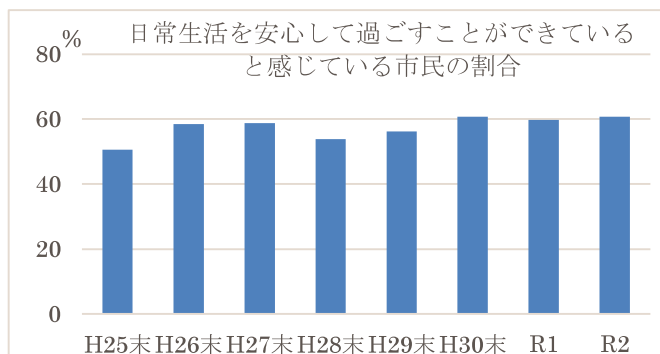
- ・「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合

| 基準値 (策定時) |      |   |
|-----------|------|---|
| H25 末     | 31.8 | % |



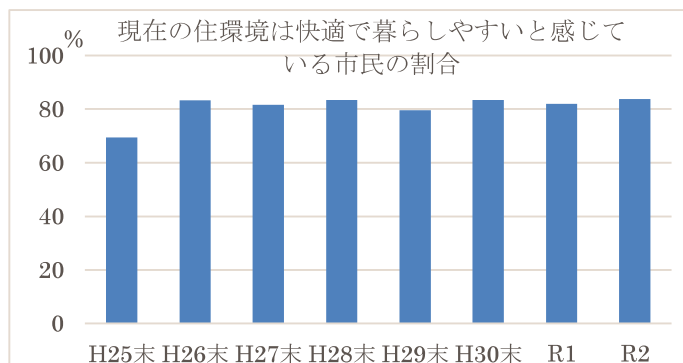
- ・「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」

| 基準値 (策定時) |      |   |
|-----------|------|---|
| H25 末     | 50.6 | % |



- ・「現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合」

| 基準値 (策定時) |      |   |
|-----------|------|---|
| H25 末     | 69.4 | % |



長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）  
の見直し方針

平成30年3月

尼 崎 市

# 長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針

## 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 背景                      | 1  |
| 2 見直しの対象及び基本的な考え方         | 1  |
| (1) 対象                    | 1  |
| 表1 見直しの対象となる都市計画公園・緑地 一覧表 |    |
| 図1 見直しの対象となる都市計画公園・緑地 配置図 |    |
| (2) 基本的な考え方               | 4  |
| 3 見直しの手順                  | 5  |
| (1) 現状把握                  | 5  |
| (2) 必要性の検証                | 5  |
| ① 上位計画における位置付け            |    |
| ② 都市公園としての必要性             |    |
| 表2 都市公園の規模・配置基準           |    |
| (3) 代替性の検証                | 7  |
| ① 上位計画で求められる機能の代替性        |    |
| ② 都市公園の機能の代替性             |    |
| 表3 代替施設一覧                 |    |
| (4) 実現性の検証                | 8  |
| (5) 地域固有の要素を含めた総合的な検証     | 8  |
| 表4 見直しフロー                 |    |
| 4 検証結果（見直し方針）             | 10 |
| 表5 検証結果（一覧表）              |    |
| 図2 検証結果（配置図）              |    |
| 表6 検証結果（集計表）              |    |
| 5 見直し後の手続き                | 12 |
| (1) 面積縮小及び廃止候補の公園・緑地      | 12 |
| (2) 存続する公園・緑地             | 12 |
| 6 都市計画変更後の良好な住環境の確保について   | 12 |

## 資料

長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針 個別公園・緑地カルテ



## 1 背景

都市計画公園・緑地は、安全で安心な都市の形成や、快適な都市環境の創出を図る上で、都市の根幹となる施設として都市計画決定され、地域の状況や土地権利者の意向等を勘案しながら、事業の実施に鋭意取り組んできた。

一方、都市計画公園・緑地の中には、都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至らないものが多く存在しており、時間の経過の中で、公園の必要性や周辺の状況等が変化しているものもあると考えられる。

こうした長期未着手の都市計画公園・緑地については、地権者への長期間にわたる権利制限が問題となっており、国の都市計画運用指針においても、必要性等の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示される中で、その見直しの動きが全国的なものとなっている。

このような中、平成 25 年 8 月には、兵庫県が策定した「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」が、県下市町に示され、また、平成 26 年 7 月に改定した本市「緑の基本計画」において、都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地の適切な見直しを進めていくとしていることから、この度、市決定の長期未着手都市計画公園・緑地の見直しを行った。

## 2 見直しの対象及び基本的な考え方

### (1) 対象

都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地（尼崎市決定のもので、部分供用しているものを含む。）55 公園・3 緑地のうち、見直し対象外（※1）のものを除いた 47 公園・3 緑地（以下「長期未着手公園・緑地」という。）を対象とした（対象一覧：表 1、図 1）。

#### ※1 見直し対象外

(ア) 事実上の全域供用状態にあるもの（面積の不整合等によるもの。今後、面積の精査等を行って整合を図っていく。）

・ 稲川東公園、久々知川公園、北竹谷公園、稲川公園、芦原公園

(イ) 都市計画決定（変更）後概ね 20 年以内のもの、又は概ね 10 年以内の整備計画が示されているもの

・ 宮の北公園、開明中公園、尼崎城址公園



表1 見直しの対象となる都市計画公園・緑地 一覧表

| 種別   | No. | 名称       |           | 位置        | 面積     |       |       | 決定年月日<br>当初 | 経過年数<br>(年) | 備考    |
|------|-----|----------|-----------|-----------|--------|-------|-------|-------------|-------------|-------|
|      |     | 番号       | 公園名称      |           | 計画     | 供用    | 未供用面積 |             |             |       |
| 街区公園 | 1   | 2.2.4002 | 常光寺北      | 常光寺1丁目    | 0.15   | 0.08  | 0.07  | S32.3.28    | 60          |       |
|      | 2   | 2.2.4015 | 難波        | 東難波町4丁目   | 0.47   | 0.40  | 0.07  | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 3   | 2.2.4017 | 竹谷        | 北竹谷町2丁目   | 0.47   | 0.10  | 0.37  | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 4   | 2.2.4023 | 春日        | 大庄北4丁目    | 0.61   | 0.59  | 0.02  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 5   | 2.2.4032 | 松原        | 浜田町1・2丁目  | 0.90   | 0.09  | 0.81  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 6   | 2.2.4033 | 田能        | 田能3丁目     | 0.13   | 0.00  | 0.13  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 7   | 2.2.4038 | 法界寺       | 東園田町5丁目   | 0.48   | 0.15  | 0.33  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 8   | 2.2.4045 | 浜         | 浜2丁目      | 0.49   | 0.00  | 0.49  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 9   | 2.2.4046 | 川田        | 次屋2丁目他    | 0.07   | 0.06  | 0.01  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 10  | 2.2.4048 | 西端        | 御園3丁目     | 0.21   | 0.00  | 0.21  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 11  | 2.2.4053 | 三反田       | 三反田町2丁目   | 0.31   | 0.19  | 0.12  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 12  | 2.2.4055 | 栗山        | 南塚口町7丁目   | 0.77   | 0.37  | 0.40  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 13  | 2.2.4057 | 高田        | 上ノ島町3丁目   | 0.72   | 0.64  | 0.08  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 14  | 2.2.4063 | 南守部       | 南武庫之荘1丁目  | 0.20   | 0.00  | 0.20  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 15  | 2.2.4065 | 西富松       | 武庫之荘1丁目   | 0.29   | 0.00  | 0.29  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 16  | 2.2.4066 | 武庫之荘      | 武庫之荘4丁目   | 0.39   | 0.19  | 0.20  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 17  | 2.2.4067 | 生津        | 武庫之荘3丁目   | 0.34   | 0.30  | 0.04  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 18  | 2.2.4068 | 常吉        | 常吉1丁目     | 0.21   | 0.00  | 0.21  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 19  | 2.2.4069 | 常松        | 常松2丁目     | 0.27   | 0.00  | 0.27  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 20  | 2.2.4070 | 時友西       | 西昆陽1丁目    | 0.32   | 0.00  | 0.32  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 21  | 2.2.4071 | 西昆陽       | 西昆陽2丁目    | 0.22   | 0.05  | 0.17  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 22  | 2.2.4078 | 菊町        | 塚口町1丁目    | 0.19   | 0.00  | 0.19  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 23  | 2.2.4080 | 塚口墓前      | 塚口本町2丁目   | 0.85   | 0.10  | 0.75  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 24  | 2.2.4081 | 宮裏        | 瓦宮1丁目     | 0.64   | 0.00  | 0.64  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 25  | 2.2.4082 | 上食満       | 食満2丁目     | 0.55   | 0.49  | 0.06  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 26  | 2.2.4084 | 山北        | 御園2丁目     | 0.19   | 0.10  | 0.09  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 27  | 2.2.4104 | 時友中央      | 武庫之荘9丁目   | 0.47   | 0.43  | 0.04  | S45.07.14   | 47          |       |
|      | 28  | 2.2.4145 | 南台        | 食満7丁目     | 0.28   | 0.26  | 0.02  | S48.12.03   | 44          |       |
| 近隣公園 | 29  | 3.3.401  | 大物        | 東大物町1丁目   | 1.9    | 1.5   | 0.4   | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 30  | 3.3.402  | 橘         | 東七松町1丁目   | 2.8    | 2.3   | 0.5   | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 31  | 3.3.404  | 宮前        | 杭瀬本町1丁目   | 1.2    | 1.1   | 0.1   | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 32  | 3.3.406  | 中央        | 神田北通1丁目他  | 1.6    | 1.5   | 0.1   | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 33  | 3.3.407  | 浜田川       | 浜田町4丁目他   | 1.8    | 0.6   | 1.2   | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 34  | 3.3.408  | 蓬川        | 崇徳院2丁目他   | 2.8    | 1.8   | 1.0   | S21.08.15   | 71          |       |
|      | 35  | 3.3.410  | 浜田        | 浜田町2丁目    | 1.7    | 1.0   | 0.7   | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 36  | 3.3.412  | 神崎        | 西川1丁目     | 1.0    | 0.0   | 1.0   | S21.08.15   | 71          | 全域未供用 |
|      | 37  | 3.3.413  | 湖江        | 湖江3丁目他    | 2.6    | 1.9   | 0.7   | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 38  | 3.3.417  | 武庫        | 武庫之荘5丁目   | 2.7    | 0.0   | 2.7   | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
|      | 39  | 62       | 霞島        | 西川1丁目他    | 3.6    | 1.7   | 1.9   | S32.03.28   | 60          |       |
| 地区公園 | 40  | 4.3.401  | 上坂部西      | 東塚口町1丁目他  | 3.3    | 2.7   | 0.6   | S47.03.24   | 45          |       |
|      | 41  | 4.4.402  | 猪名川       | 稚堂1丁目他    | 7.2    | 5.3   | 1.9   | S44.05.20   | 48          |       |
|      | 42  | 4.3.403  | 塚口北       | 塚口本町3丁目   | 3.1    | 0.2   | 2.9   | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 43  | 4.4.404  | 西武庫       | 武庫元町3丁目   | 7.2    | 7.1   | 0.1   | S35.03.07   | 57          |       |
| 総合公園 | 44  | 5.5.401  | 水明        | 水明町       | 14.3   | 1.9   | 12.4  | S32.03.28   | 60          |       |
|      | 45  | 5.5.403  | 小田南       | 杭瀬南新町3丁目  | 12.1   | 5.6   | 6.5   | S54.12.21   | 38          |       |
| 運動公園 | 46  | 6.5.402  | 藻川        | 田能2丁目他    | 27.2   | 0.0   | 27.2  | S32.03.28   | 60          | 全域未供用 |
| 特殊公園 | 47  | 7.3.401  | 佐璞丘       | 猪名寺1丁目    | 3.4    | 0.14  | 3.26  | S32.03.28   | 60          |       |
| 計    |     | 計47箇所    | 一部未供用34箇所 | 全域未供用13箇所 | 112.69 | 40.93 | 71.76 | 供用率 36%     |             |       |

| 種別     | No. | 緑地名    |          | 位置       | 面積    |      |       | 決定年月日<br>当初 | 経過年数<br>(年) | 備考 |
|--------|-----|--------|----------|----------|-------|------|-------|-------------|-------------|----|
|        |     | 番号     | 公園名称     |          | 計画    | 供用   | 未供用面積 |             |             |    |
| 都市計画緑地 | 48  | 大物川    | (緑道)     | 東大物町1丁目他 | 3.1   | 2.4  | 0.7   | S54.12.21   | 38          |    |
|        | 49  | 武庫川河川敷 | (河川敷緑地)  | 平左衛門町他   | 136.4 | 45.0 | 91.4  | S56.06.09   | 36          |    |
|        | 50  | 元浜     | (都市緑地)   | 元浜町1丁目   | 3.8   | 3.7  | 0.1   | S63.10.21   | 29          |    |
| 計      |     | 計3箇所   | 一部未供用3箇所 | 全域未供用0箇所 | 143.3 | 51.1 | 92.2  | 供用率 36%     |             |    |

※) 武庫川河川敷緑地の計画面積には、水面部分 85ha を含む。

見直しの対象となる都市計画公園・緑地 配置図

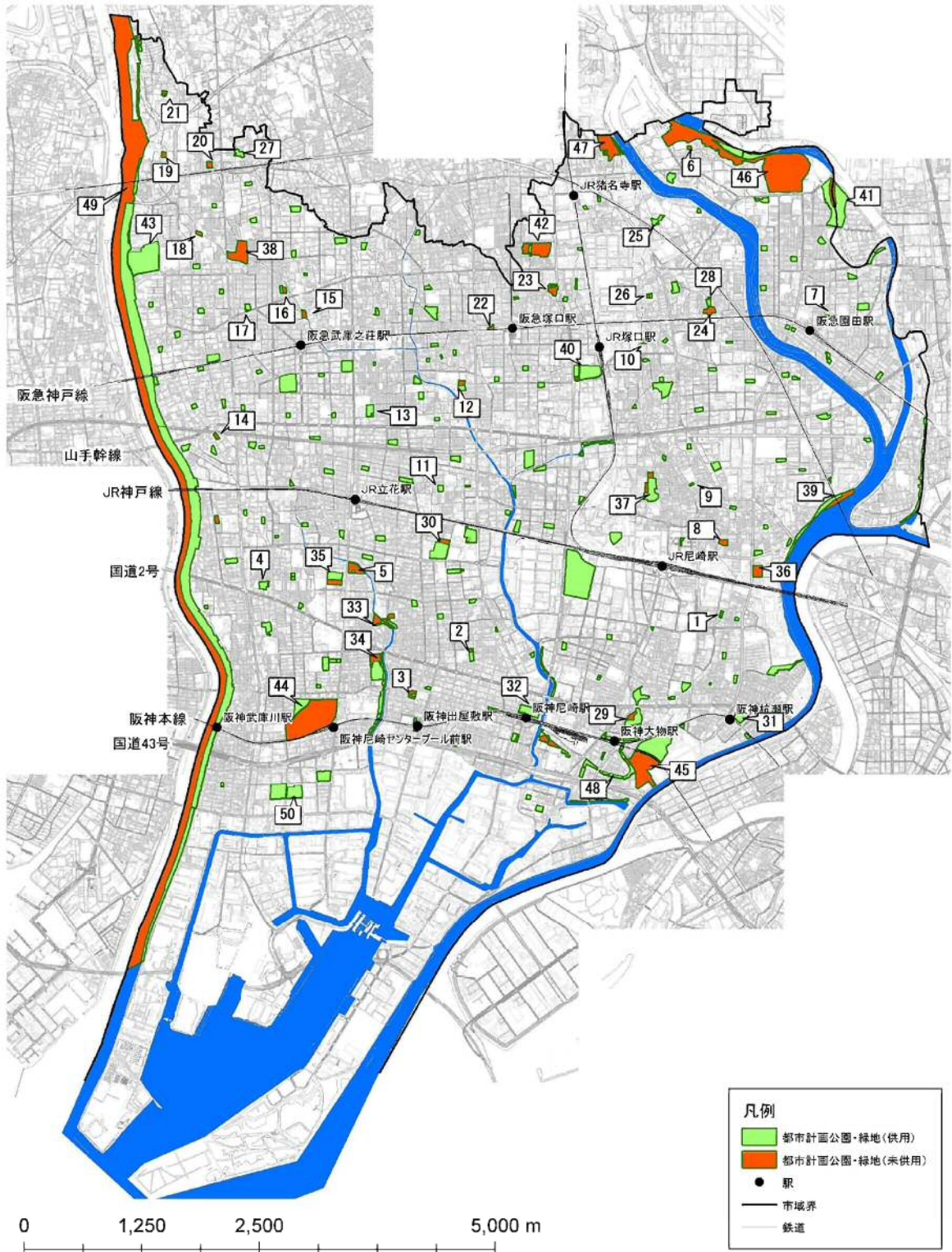


図1 見直しの対象となる都市計画公園・緑地 配置図



## (2) 基本的な考え方

対象となる長期未着手公園・緑地について、県の「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を参考に、本市独自の視点（※2）を加えて、その必要性、代替性、実現性、地域固有の要素などを総合的に検証する。

検証の結果、個々の長期未着手公園・緑地について、「存続」、「面積縮小」又は「廃止」の方針を示していく。なお、既に供用されている区域については都市公園の保存規定（※3）が適用されていることから、存続を前提としている。

### ※2本市独自の視点

緑の基本計画に定められた、本市の都市特性に応じた都市公園の配置基準や標準面積など。

都市公園法による標準的な基準によることなく、住民が最も身近に利用できる「身近な公園（街区、近隣公園）はきめ細やかに、都市の根幹となり複合的な機能を有する「大規模公園（地区、総合公園）も偏りなく適切に配置していくことし、住区基幹公園については適正規模も定めた。詳細は表2参照。

### ※3都市公園の保存規定（都市公園法）

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

## ① 現状把握【STEP1】

個々の長期未着手公園・緑地毎に都市計画の決定内容、上位計画における位置付け、計画区域の状況等を整理する。

## ② 必要性の検証【STEP2】

上位計画における位置付けや周辺の都市公園の配置状況、既整備面積等から都市公園としての必要性の有無について検証する。

## ③ 代替性の検証【STEP3】

②で必要とされた機能の代替手法の有無について検証する。

## ④ 実現性の検証【STEP4】

整備コストや住民の理解等を勘案し、未供用区域の整備が見込めるかどうか検証する。

## ⑤ 地域固有の要素を含めた総合的な検証【STEP5】

②から④までの必要性や代替性、実現性の検証結果のほか、住民ニーズやまちづくりの観点、都市計画制限の影響等、個々の実情と特性に応じた地域固有の要素などを総合的に検証する。

### 3 見直しの手順

#### (1) 現状把握

##### ① 都市計画の決定内容

都市計画決定（変更）時の図書を基に、位置、計画区域、面積、目的等、当時の考え方を整理する。

##### ② 上位計画における位置付け

都市計画区域マスタープラン（県）、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、地域防災計画等における現在の位置付けを確認する。

##### ③ 計画区域の状況

計画区域の供用状況、概算事業費（※4）、計画区域を含むその周辺についての地理及び土地利用の状況等を整理する。

#### ※4 概算事業費の算出方法

用地買収費、工事費、移転補償費（計画区域内に建築物がある場合）の合計を概算事業費として算出する。

用地買収費：公園の未供用区域の近接地における国土交通省地価公示による評価額に路線価を割戻して算出した価格と未供用区域面積（㎡）（市有地を除く）から算出する。

工事費：近年の公園整備費を参考に算出した㎡あたりの単価（円/㎡）と未供用区域面積（㎡）から算出する。

移転補償費：（市有地以外の用地において建築物が存在する場合）建築物の延床面積（㎡）と再建築単価（円/㎡）から算出する。

#### (2) 必要性の検証

##### ① 上位計画における位置付け

「緑の基本計画（※5）」や「地域防災計画（※6）」などの上位計画において位置付けがある場合、必要性があるものとみなす（→代替性の検証に進む）。

また、位置付けがない場合、都市公園としての必要性の検証を行う（→②に進む）。

#### ※5 緑の基本計画

緑のネットワークの考え方における、「緑の拠点」（環境保全・景観形成・文化レクリエーション・防災の各拠点）または「緑の軸」に位置付けられているか

#### ※6 地域防災計画

「大震災避難場所」または「地域防災拠点」に位置付けられているか

##### ② 都市公園としての必要性

緑の基本計画で定める誘致距離や標準面積（表2）に従い、都市公園としての必要性について検証する。

## ア 身近な公園（街区公園・近隣公園）

### i 街区公園

全域未供用で未充足地である場合、又は一部未供用で標準面積未満であり、かつ未充足地である場合は、都市公園としての必要性があるものとみなす（→代替性の検証に進む）。

また、全域未供用で充足地にある場合は、都市公園としての必要性がないものとみなし、廃止候補とする。

一部未供用で標準面積以上である場合、又は一部未供用で標準面積未満であり、かつ充足地である場合は、都市公園としての必要性がないものとみなす。この場合、廃止にあたっての判断材料の一つとして考慮するが、既に一部供用されている公園であることから、未供用区域の存廃にあたっては、その状況を総合的に判断して決定することとする（→実現性の検証に進む）。

### ii 近隣公園

以下の場合を除き、街区公園と同様の検証手順とする。

一部未供用で標準面積未満のものについては、公園の機能が十分に発揮できないため、公園の充足状況（※7）に関わらず都市公園としての必要性があるものとみなす（→代替性の検証に進む）。

#### ※7充足地であるかどうかの判断

対象となる未着手公園・緑地が持つ誘致圏の概ねすべての区域が、周辺の他の都市公園の誘致圏域によりカバーされている場合は充足地とする。

## イ 身近な公園以外の公園（地区公園・都市基幹公園・都市緑地）

都市計画決定（変更）当時と現在の状況を比較し、必要とされた機能に変化があるかどうか、あるいは供用部分のみで公園の機能が十分に発揮できるかどうかを検証する。

都市計画決定（変更）当時と変わらず必要性がある場合で、供用部分のみで必要とされる機能が十分に発揮できない場合は、都市公園としての必要性があるものとみなす。この場合、当該公園（当該公園の機能）そのものが必要であるということであり、当該公園の代替となるものはありえないため、代替性の検証は行わず、実現性の検証へ進む。

都市計画決定（変更）当時と比べて必要性がなくなったもので全域未供用の場合は廃止候補とする。

供用部分のみで必要とされる機能が十分に発揮できている場合は、必要性がないものとみなす。この場合、廃止にあたっての判断材料の一つとして考慮するが、既に一部供用されている公園であることから、未供用区域の存廃にあたっては、その状況を総合的に判断して決定することとする（→実現性の検証に進む）。

表2 都市公園の規模・配置基準（尼崎市緑の基本計画）

| 都市公園法による種別     |       | 規模（標準）                 | 名称                    | 配置   | 誘致距離                           |
|----------------|-------|------------------------|-----------------------|--|--------------------------------|
| 住区<br>基幹<br>公園 | 街区公園  | 0.05~1.0ha<br>(0.20ha) | 身近な公園<br>(小規模公園)      | 児童の利用に加え、高齢者の利用など、住民がもっとも身近に利用できる公園として、「歩いて行ける距離」に適正に配置します       | 250m                           |
|                | 近隣公園  | 1.0~2.0ha<br>(1.5ha)   |                       |  |                                |
|                | 地区公園  | 2.0ha~<br>(3.0ha)      | 大規模公園                 | 都市の根幹となり、身近な公園の機能も併せ持った、複合的な機能を有する公園として、「自転車等で容易に行ける距離」に適正に配置します |                                |
| 都市<br>基幹<br>公園 | 総合公園  | 運動公園                   |                       |  | 住民が容易に利用できる位置に、実現性などを考慮して配置します |
| 緩衝<br>緑地<br>等  | 特殊公園* |                        | 公園の機能を十分に発揮することができる面積 | 特殊公園   |                                |
|                | 都市緑地  | 都市緑地                   |                       | 自然的環境が残る場所や、まちかどなど都市景観の向上を図る位置に配置します                             |                                |
|                | 広場公園  | 広場公園                   |                       | 駅前や商業・業務系の土地利用が行われている地域など市街地の中心部に配置します                           |                                |
|                | 緑道    | 緑道                     |                       | 主な河川や道路沿い、公共施設を結ぶ位置などに配置します                                      |                                |

### （3）代替性の検証

#### ① 上位計画で求められる機能の代替性

長期未着手公園・緑地が上位計画に位置づけられている場合、周辺に上位計画で求められている機能の代替があるかどうか、あるいは供用部分のみでその機能が十分発揮できているかを検証する（→都市公園としての必要性の検証に進む）。

#### ② 都市公園の機能の代替性

身近な公園（街区公園・近隣公園）については、都市公園のもつ機能である、環境・景観・文化レクリエーション・防災の4つの機能の全てが、当該公園の誘致圏域内にある代替施設（表3）により充たされている（標準面積より不足する面積に相当する代替施設がある）場合、代替性が一応あるとみなし、廃止にあたっての判断材料の一つとして考慮する（→実現性の検証へ進む）。

また、都市公園の4つの機能のうち一つでも充たさない場合は、代替性はないとみなす（→実現性の検証へ進む）。

表3 代替施設一覧

○：代替性あり △：代替性はあるが不十分

| 代替施設      | 環境・景観機能 | 文化レクリエーション機能 | 防災機能 |
|-----------|---------|--------------|------|
| 都市公園      | ○       | ○            | ○    |
| 親水河川・河川緑地 | ○       | ○            | ○    |
| 街路樹       | ○       |              |      |
| 生産緑地      | ○       |              | △    |
| 学校        | △       | △            | ○    |
| 神社        | ○       | △            | △    |
| 寺院        | △       | △            |      |
| 公民館・地区会館等 |         | △            | △    |
| 公営住宅      | △       | △            | △    |

※子ども広場については見直しを行っている（担保性がない）ため対象としない。

なお、身近な公園以外の公園（地区公園・都市基幹公園・都市緑地）については、代替性の検証は行わず、実現性の検証へ進む。

#### （４）実現性の検証

土地の取得状況や民有地の土地利用状況等の土地の現状、概算事業費等を勘案し、未供用区域の整備が見込めるかどうか検証する。

なお、公有地であっても現況の土地利用が道路や河川である場合、現況が墓地である場合などで、区域の整備が見込めない場合は、実現性がないとみなす。

（→地域固有の要素を含めた総合的な検証に進む）

#### （５）地域固有の要素を含めた総合的な検証

ここまでの必要性や代替性、実現性の検証結果のほか、住民ニーズやまちづくりの観点、都市計画制限の影響等、個々の実情と特性に応じた地域固有の要素などを総合的に検証し、「存続」、「面積縮小」又は「廃止」の方針を示す。

表4 見直しフロー

①必要性の検証

| 評価項目及びフロー   |                           |                           |                  |
|---|---------------------------|---------------------------|------------------|
| ア 共通  |                           |                           |                  |
| 1   | 上位計画に位置付けがある              | →                         | あり(→②代替性の検証アへ)   |
|   | 上位計画に位置付けがない              | →                         | なし(→以下のチェック項目へ)  |
| イ 身近な公園(街区公園・近隣公園)  |                           |                           |                  |
| 2   | 全域未供用で未充足地である             | →                         | あり(→②代替性の検証イへ)   |
|   | 全域未供用であるが充足地である           | →                         | なし(廃止候補)         |
| 3   | 街区                        | 一部未供用で標準面積未満であり、かつ未充足地である | → あり(→②代替性の検証イへ) |
|   |                           | 一部未供用で標準面積未満であるが、充足地である   | → なし(→③実現性の検証へ)  |
|   | 近隣                        | 一部未供用であるが標準面積以上である        | → なし(→③実現性の検証へ)  |
| 3   | 近隣                        | 一部未供用で標準面積未満である           | → あり(→②代替性の検証イへ) |
|   |                           | 一部未供用であるが標準面積以上である        | → なし(→③実現性の検証へ)  |
| ウ 身近な公園以外の公園(地区公園・都市基幹公園・都市緑地) <small>(→上板郡南、猪名川、塚口北、西武津、水明、小田南、豊川、安理丘、大穂川、武庫川河川敷、元浜)</small> |                           |                           |                  |
| 4   | 計画決定当時と変わらず必要性がある         | →                         | あり(→5へ)          |
|   | 計画決定当時と比べ必要性がなくなった(全域未供用) | →                         | なし(廃止候補)         |
|   | 計画決定当時と比べ必要性がなくなった(一部未供用) | →                         | なし(→③実現性の検証へ)    |
| 5   | 供用部分のみで公園の機能が十分発揮できている    | →                         | なし(→③実現性の検証へ)    |
|   | 供用部分のみで公園の機能が十分発揮できていない   | →                         | あり(→③実現性の検証へ)    |

②代替性の検証

| 評価項目及びフロー          |  |   |                   |
|--------------------|--|---|-------------------|
| ア 上位計画の位置づけがある場合   |  |   |                   |
| 1                  | 周辺に上位計画で求められている機能の代替がある<br>あるいは供用部分のみでその機能が十分発揮できている | → | あり(→①必要性の検証イ又はウへ) |
|                    | 周辺に上位計画で求められている機能の代替がない                              | → | なし(→①必要性の検証イ又はウへ) |
| イ 身近な公園(街区公園・近隣公園) |  |   |                   |
| 2                  | 周辺に代替施設がある   | → | あり(→③実現性の検証へ)     |
|                    | 周辺に代替施設がない   | → | なし(→③実現性の検証へ)     |

③実現性の検証

| 評価項目及びフロー |                               |   |                          |
|-----------|-------------------------------|---|--------------------------|
| ア 共通      |                               |   |                          |
| 1         | 未供用区域の整備が見込める(一部整備が見込めるものを含む) | → | あり(→④地域固有の要素を含めた総合的な検証へ) |
|           | 未供用区域の整備が見込めない                | → | なし(→④地域固有の要素を含めた総合的な検証へ) |

④地域固有の要素を含めた総合的な検証

| 評価項目及びフロー |                              |   |                        |
|-----------|------------------------------|---|------------------------|
| ア 共通      |                              |   |                        |
| 1         | 地域固有の要素から必要である(一部必要であるものを含む) | → | あり(存続又は面積縮小(未供用の一部)候補) |
|           | 地域固有の要素から必要でない               | → | なし(廃止又は面積縮小(未供用の全部)候補) |



#### 4 検証結果（見直し方針）

前述した見直しの手順に従い、個々の長期末着手公園・緑地について検証した（詳細は、資料「個別公園・緑地カルテ」参照）。その結果、未供用区域全域を存続する公園・緑地は11箇所、未供用区域の一部を面積縮小する公園・緑地は11箇所、未供用区域の全部を面積縮小する公園・緑地は20箇所、計画を廃止する公園・緑地は8箇所となった。（表5、表6、図2）

表5 検証結果（一覧表）

| 種別      | No. | 公園名    | 見直し前      |           |            | 検証結果  |      |      |      |     |      | 見直し後         |           |               |
|---------|-----|--------|-----------|-----------|------------|-------|------|------|------|-----|------|--------------|-----------|---------------|
|         |     |        | 計画面積 (ha) | 供用面積 (ha) | 未供用面積 (ha) | 必要性   |      | 代替性  |      | 実現性 | 総合検証 | 見直し方針        | 計画面積 (ha) | 廃止(縮小)面積 (ha) |
|         |     |        |           |           |            | 上位計画  | 都市公園 | 上位計画 | 都市公園 |     |      |              |           |               |
| 街区公園    | 1   | 常光寺北   | 0.15      | 0.08      | 0.07       | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.08      | 0.07          |
|         | 2   | 難波     | 0.47      | 0.40      | 0.07       | ×     | ×    | -    | -    | ○   | ○    | 存続           | 0.47      | 0.00          |
|         | 3   | 竹谷     | 0.47      | 0.10      | 0.37       | ○     | ×    | ×    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.10      | 0.37          |
|         | 4   | 春日     | 0.61      | 0.59      | 0.02       | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.59      | 0.02          |
|         | 5   | 松原     | 0.90      | 0.09      | 0.81       | ○     | ○    | ○    | ○    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.09      | 0.81          |
|         | 6   | 田能     | 0.13      | 0.00      | 0.13       | ○     | ○    | ○    | ○    | ×   | ×    | 廃止           | 0.00      | 0.13          |
|         | 7   | 法界寺    | 0.48      | 0.15      | 0.33       | ×     | ○    | -    | ○    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.15      | 0.33          |
|         | 8   | 浜      | 0.49      | 0.00      | 0.49       | ×     | ○    | -    | △    | ×   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.30      | 0.19          |
|         | 9   | 川田     | 0.07      | 0.06      | 0.01       | ×     | ○    | -    | △    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.06      | 0.01          |
|         | 10  | 西端     | 0.21      | 0.00      | 0.21       | ×     | ×    | -    | -    | -   | -    | 廃止           | 0.00      | 0.21          |
|         | 11  | 三反田    | 0.31      | 0.19      | 0.12       | ×     | △    | -    | ○    | △   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.19      | 0.12          |
|         | 12  | 泉山     | 0.77      | 0.37      | 0.40       | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.37      | 0.40          |
|         | 13  | 高田     | 0.72      | 0.64      | 0.08       | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.64      | 0.08          |
|         | 14  | 南守部    | 0.20      | 0.00      | 0.20       | ×     | ×    | -    | -    | -   | -    | 廃止           | 0.00      | 0.20          |
|         | 15  | 西富松    | 0.29      | 0.00      | 0.29       | ○     | ○    | ×    | ○    | ×   | ○    | 存続           | 0.29      | 0.00          |
|         | 16  | 武庫之荘   | 0.39      | 0.19      | 0.20       | ×     | △    | -    | ×    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.19      | 0.20          |
|         | 17  | 生津     | 0.34      | 0.30      | 0.04       | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.30      | 0.04          |
|         | 18  | 常吉     | 0.21      | 0.00      | 0.21       | ×     | ○    | -    | ○    | ×   | ×    | 廃止           | 0.00      | 0.21          |
|         | 19  | 常松     | 0.27      | 0.00      | 0.27       | ○     | ○    | ○    | △    | △   | ○    | 存続           | 0.27      | 0.00          |
|         | 20  | 時友西    | 0.32      | 0.00      | 0.32       | ×     | ○    | -    | △    | ×   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.31      | 0.01          |
|         | 21  | 西尾陽    | 0.22      | 0.05      | 0.17       | ○     | ○    | ○    | △    | △   | ○    | 存続           | 0.22      | 0.00          |
|         | 22  | 菊町     | 0.19      | 0.00      | 0.19       | ○     | ○    | ×    | ×    | ×   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.18      | 0.01          |
|         | 23  | 塚口墓前   | 0.85      | 0.10      | 0.75       | ○     | ×    | ○    | -    | △   | ×    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.11      | 0.74          |
|         | 24  | 宮裏     | 0.64      | 0.00      | 0.64       | ×     | ×    | -    | -    | -   | -    | 廃止           | 0.00      | 0.64          |
|         | 25  | 上食満    | 0.55      | 0.49      | 0.06       | ○     | ×    | ○    | -    | △   | ×    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.50      | 0.05          |
|         | 26  | 山北     | 0.19      | 0.10      | 0.09       | ×     | ○    | -    | ○    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.10      | 0.09          |
|         | 27  | 時友中央   | 0.47      | 0.43      | 0.04       | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ×    | 存続           | 0.47      | 0.00          |
|         | 28  | 南台     | 0.28      | 0.26      | 0.02       | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 0.26      | 0.02          |
| 近隣公園    | 29  | 大物     | 1.9       | 1.5       | 0.4        | ○     | ×    | ○    | -    | ○   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.5       | 0.4           |
|         | 30  | 橋      | 2.8       | 2.3       | 0.5        | ○     | ×    | ○    | -    | △   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 2.3       | 0.5           |
|         | 31  | 宮前     | 1.2       | 1.1       | 0.1        | ○     | ○    | ○    | ○    | ○   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.1       | 0.1           |
|         | 32  | 中央     | 1.6       | 1.5       | 0.1        | ○     | ×    | ○    | -    | ○   | ○    | 存続           | 1.6       | 0.0           |
|         | 33  | 浜田川    | 1.8       | 0.8       | 1.2        | ○     | ○    | ○    | ○    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の一部) | 1.0       | 0.8           |
|         | 34  | 蓬川     | 2.8       | 1.8       | 1.0        | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.8       | 1.0           |
|         | 35  | 浜田     | 1.7       | 1.0       | 0.7        | ○     | ○    | ○    | ○    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.0       | 0.7           |
|         | 36  | 神崎     | 1.0       | 0.0       | 1.0        | ○     | ×    | ○    | -    | -   | -    | 廃止           | 0.0       | 1.0           |
|         | 37  | 湘江     | 2.6       | 1.9       | 0.7        | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.9       | 0.7           |
|         | 38  | 武庫     | 2.7       | 0.0       | 2.7        | ○     | ○    | ×    | ○    | ×   | ×    | 廃止           | 0.0       | 2.7           |
|         | 39  | 羅島     | 3.6       | 1.7       | 1.9        | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の全部) | 1.7       | 1.9           |
| 地区公園    | 40  | 上坂部西   | 3.3       | 2.7       | 0.6        | ○     | ○    | ○    | -    | ○   | ○    | 存続           | 3.3       | 0.0           |
|         | 41  | 猪名川    | 7.2       | 5.3       | 1.9        | ○     | ×    | ○    | -    | ○   | ○    | 存続           | 7.2       | 0.0           |
|         | 42  | 塚口北    | 3.1       | 0.2       | 2.9        | ×     | ×    | -    | -    | ×   | ×    | 面積縮小(未供用の一部) | 0.2       | 2.9           |
|         | 43  | 西武庫    | 7.2       | 7.1       | 0.1        | ○     | ×    | ○    | -    | ×   | ○    | 存続           | 7.2       | 0.0           |
| 総合公園    | 44  | 水明     | 14.3      | 1.9       | 12.4       | ○     | ○    | ×    | -    | ○   | ○    | 存続           | 14.3      | 0.0           |
|         | 45  | 小田南    | 12.1      | 5.6       | 6.5        | ○     | ○    | ×    | -    | △   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 10.4      | 1.7           |
| 運動公園    | 46  | 菱川     | 27.2      | 0.0       | 27.2       | ○     | ×    | ○    | -    | -   | -    | 廃止           | 0.0       | 27.2          |
| 特殊公園    | 47  | 佐塚丘    | 3.4       | 0.14      | 3.26       | ○     | ○    | ×    | -    | ○   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 2.9       | 0.5           |
| 都市計画公園計 |     |        | 計47箇所     | 112.69    | 40.93      | 71.76 |      |      |      |     |      |              | 65.64     | 47.05         |
| 緑道      | 48  | 大物川    | 3.1       | 2.4       | 0.7        | ○     | ○    | ○    | -    | △   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 3.0       | 0.1           |
| 河川敷緑地   | 49  | 武庫川河川敷 | 136.4     | 45.0      | 91.4       | ○     | ○    | ○    | -    | △   | ○    | 面積縮小(未供用の一部) | 136.2     | 0.2           |
| 都市緑地    | 50  | 元浜     | 3.8       | 3.7       | 0.1        | ○     | ○    | ○    | -    | △   | ○    | 存続           | 3.8       | 0.0           |
| 都市計画緑地計 |     |        | 計3箇所      | 143.3     | 51.1       | 92.2  |      |      |      |     |      |              | 143.0     | 0.3           |

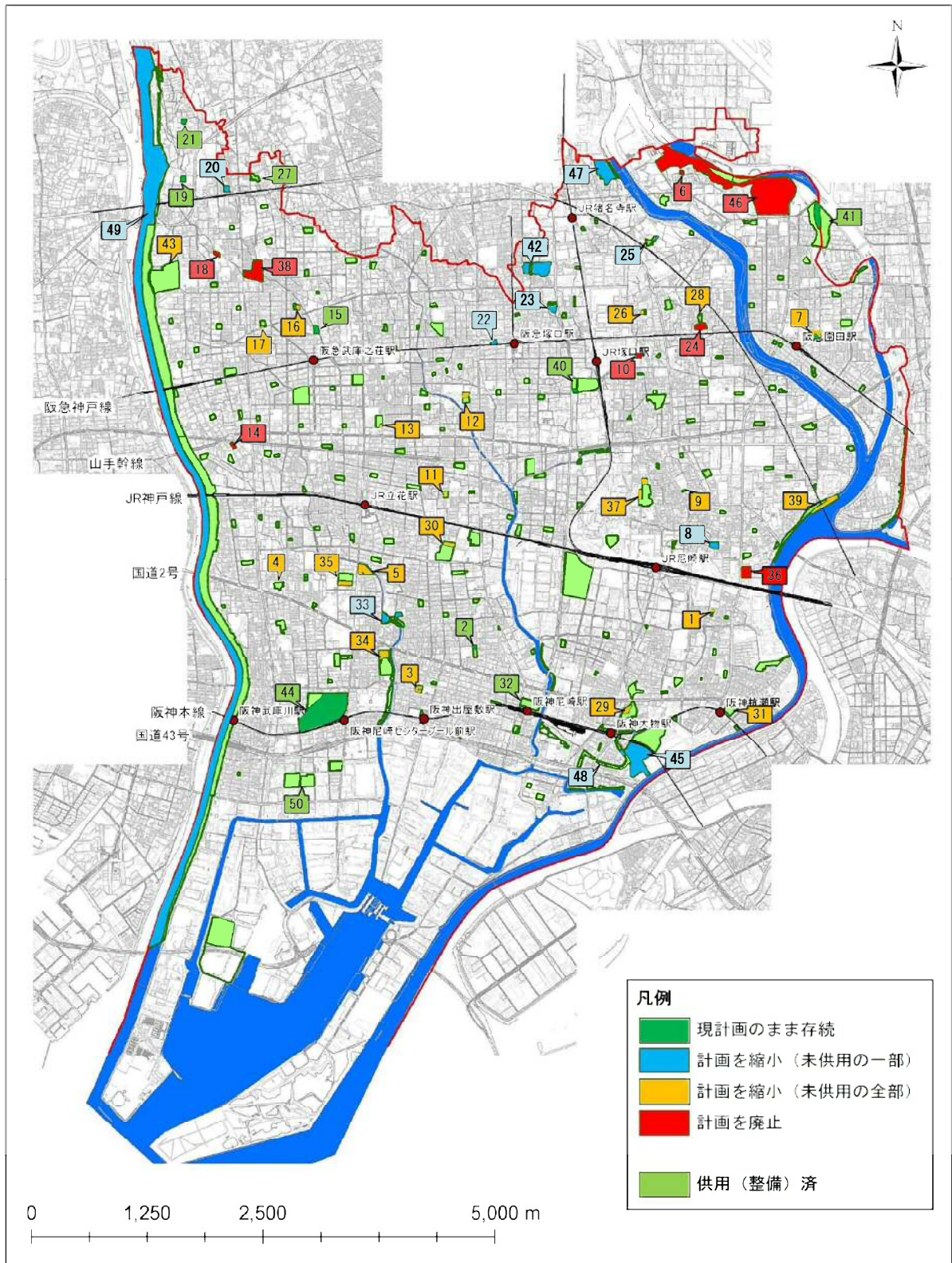


図2 検証結果（配置図）



表6 検証結果（集計表）

| 種別     | 検証結果（見直し方針）（箇所） |                      |                      |    | 見直し前（ha） |       |                  | 見直し後（ha）         |                  |
|--------|-----------------|----------------------|----------------------|----|----------|-------|------------------|------------------|------------------|
|        | 存続              | 面積縮小<br>（未供用の<br>一部） | 面積縮小<br>（未供用の<br>全部） | 廃止 | 計画面積     | 供用面積  | 未供用面積<br>（見直し対象） | 未供用面積の<br>うち存続面積 | 未供用面積の<br>うち廃止面積 |
| 街区公園   | 5               | 5                    | 13                   | 5  | 11.19    | 4.59  | 6.60             | 1.65             | 4.95             |
| 近隣公園   | 1               | 1                    | 7                    | 2  | 23.7     | 13.4  | 10.3             | 0.5              | 9.8              |
| 地区公園   | 3               | 1                    | 0                    | 0  | 20.8     | 15.3  | 5.5              | 2.6              | 2.9              |
| 総合公園   | 1               | 1                    | 0                    | 0  | 26.4     | 7.5   | 18.9             | 17.2             | 1.7              |
| 運動公園   | 0               | 0                    | 0                    | 1  | 27.2     | 0.0   | 27.2             | 0.0              | 27.2             |
| 特殊公園   | 0               | 1                    | 0                    | 0  | 3.4      | 0.14  | 3.26             | 2.76             | 0.5              |
| 小計     | 10              | 9                    | 20                   | 8  | 112.69   | 40.93 | 71.76            | 24.71            | 47.05            |
| 都市計画緑地 | 1               | 2                    | 0                    | 0  | 143.3    | 51.1  | 92.2             | 91.9             | 0.3              |
| 合計     | 11              | 11                   | 20                   | 8  | 255.99   | 92.03 | 163.96           | 116.61           | 47.35            |

## 5 見直し後の手続き

### （1）面積縮小及び廃止候補の公園・緑地

面積縮小及び廃止候補の公園・緑地については、地域との合意形成を図った上で、都市計画変更手続を行う。

面積縮小及び廃止候補の公園・緑地が上位計画等に位置付けられている場合は、都市計画変更手続の終了後、上位計画等への反映を行う。

なお、面積縮小（未供用の全部を廃止）候補のうち、周辺の公園の充足状況や供用部分の面積、形状等から判断し、供用部分のみを都市計画公園として存続する必要性のないものについては、都市公園として存続することを前提に、都市計画公園を廃止することについて検討していく。

### （2）存続する公園・緑地

存続する公園・緑地については、整備の推進に向けて、（仮称）都市公園整備プログラム（案）の策定に向けた検討を行う。なお、存続する公園・緑地については、その事業計画が示されるまでの間、定期的に検証を実施していく（検証のフォローアップ）。

また、見直しの結果を受けて、本市が目指すべき都市公園の整備目標（長期的な目標）の設定について、都市公園条例の一部改正も含めて検討していく。

## 6 都市計画変更後の良好な住環境の確保について

都市計画変更後の良好な住環境を確保するため、尼崎市住環境整備条例や兵庫県環境の保全と創造に関する条例等の規定による民有地緑化の推進や、地域の要望に応じた地区計画等の活用を図っていく。特に、緑の軸（沿線の軸）に位置付けられている幹線道路沿いなどでは、沿道への緑化を誘導していくことで、景観に配慮した魅力的な緑づくりに取り組んでいく。

以上